

第2期

えひめ・未来・子育て プラン (後期計画)

[令和2年度～6年度]

素案



～ 結婚や子育ての希望が叶い、
すべての子どもが夢を持って、
自分らしく成長できる愛媛づくり～



令和2年 月

愛媛県



目 次

第1章 計画策定の趣旨

- | | | | |
|---|-------|-------|---|
| 1 | 計画の目的 | | 3 |
| 2 | 計画の性格 | | 4 |
| 3 | 計画の期間 | | 4 |

第2章 子どもを取り巻く状況

- | | | | |
|---|-------------|-------|----|
| 1 | 少子化の状況 | | 7 |
| 2 | 少子化の要因 | | 11 |
| 3 | 家庭の状況 | | 17 |
| 4 | 就労の状況 | | 21 |
| 5 | 子どもをめぐる問題 | | 27 |
| 6 | 子育て支援対策への要望 | | 32 |
| 7 | 少子化の影響 | | 33 |

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

- | | | | |
|---|-------------------------------|-------|----|
| 1 | 第2期「えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況 | | 37 |
| 2 | 子育てを取り巻く課題 | | 42 |
| 3 | 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性 | | 44 |

第4章 基本理念と展開方向

- | | | | |
|---|---------|-------|----|
| 1 | 基本理念 | | 47 |
| 2 | 計画の基本目標 | | 48 |
| 3 | 施策体系 | | 51 |

第5章 具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- | | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 1 | 次代の親づくり | | 55 |
| 2 | 若者の自立と就労支援 | | 57 |
| 3 | 若者の多様な交流と出会いの支援 | | 59 |

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- | | | | |
|---|--------------------|-------|----|
| 1 | 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 | | 60 |
| 2 | 妊娠・出産を見守り支える地域づくり | | 63 |
| 3 | 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援 | | 64 |

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援） | 65 |
| 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援） | 67 |
| 3 安心できる小児医療体制の整備 | 69 |

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- | | |
|------------------|----|
| 1 幼児期の教育・保育の充実 | 71 |
| 2 放課後児童対策の充実 | 74 |
| 3 地域子ども・子育て支援の充実 | 75 |

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 豊かな人間性と生きる力の育成 | 77 |
| 2 魅力ある学校づくり | 79 |
| 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり | 81 |

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実 | 84 |
| 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート | 88 |
| 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実 | 90 |

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- | | |
|---------------------|----|
| 1 安全・安心なまちづくり | 93 |
| 2 保護者が実践する事故防止・防災対策 | 96 |
| 3 子育て家庭の遊び場等の整備 | 97 |

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で） | 99 |
| 2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で） | 101 |
| 3 子育てと仕事の両立支援（地域で） | 102 |

第6章 子どもの貧困対策

- | | |
|---------------|-----|
| 1 子どもの貧困対策計画 | 107 |
| 2 子どもの貧困対策の推進 | 108 |

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 県設定区域の決定 | 127 |
| 2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期 | 128 |
| 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 129 |
| 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 | 131 |

5	特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置	・ ・ ・ ・ 1 3 1
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等	・ ・ ・ ・ 1 3 2
7	教育・保育情報の公表	・ ・ ・ ・ 1 3 4
8	広域調整	・ ・ ・ ・ 1 3 6

第8章 計画の推進

1	計画推進のための各主体の役割	・ ・ ・ ・ 1 4 7
2	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ 1 4 8

参 考 資 料

※以下、別途編集(2～3月追加予定)

1	愛媛県子ども・子育て会議委員名簿、愛媛県少子化対策推進連絡会議 会員名簿	・ ・ ・ ・
2	用語解説	・ ・ ・ ・
3	第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)の進捗状況(平成30 年度末)	・ ・ ・ ・
4	第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)の目標指標一覧	・ ・ ・ ・

《 添 付 資 料 》

愛媛県子どもの生活実態調査の結果	・ ・ ・ ・
------------------	---------

第1章

計画策定の趣旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

核家族化や就業形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の多様化などもあり、少子化は依然として進行しています。

こうした少子化の進行は、社会保障制度等における現役世代の負担の増大のほか、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく「次世代育成支援行動計画」として、「えひめ・未来・子育てプラン」（前期計画：平成17年度～21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開してきたところです。

更に、平成24年に「子ども・子育て支援法」が施行され、都道府県に、「子ども・子育て支援事業支援計画」の作成が義務付けられたこと等を踏まえ、次世代育成支援行動計画と一体の計画として「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（平成27年度～令和元年度）を策定し、引き続き、行政、企業、地域が一丸となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めました。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33から平成30年には1.55まで上昇したものの、20代婚姻率の低下や出産期にある女性人口そのものの減少、若者の県外流出などの影響により出生数は減少し続けています。

少子化に歯止めをかけるには、これまでの成果や新たな課題を検証するとともに、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を更に強化していく必要があります。このため、本県では、結婚から妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を強化して、引き続き総合的に推進することとしています。

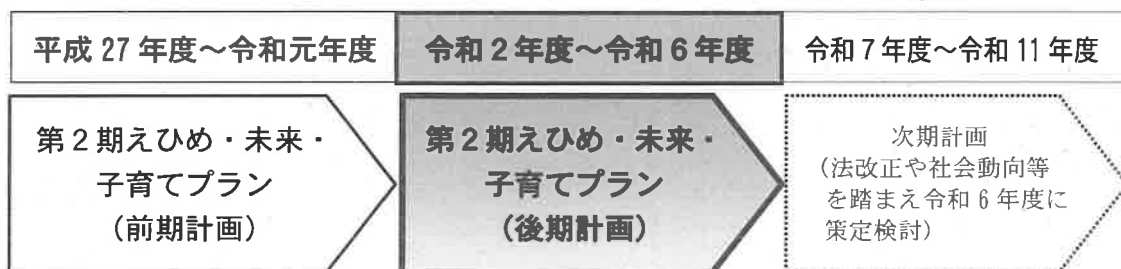
本計画は、こうした本県の状況だけでなく、国の施策や県民ニーズ、子どもを取り巻く社会環境の状況なども踏まえながら、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」をテーマとして、結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられるとともに、本県の子ども一人ひとりが、置かれた環境にかかわらず、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを推進するための取組みを、市町をはじめ子育て支援団体、企業等と一体となって着実に実行していくことを目的として策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、本県の子どもに関わる総合的な計画として、次の性格を併せ持つものです。
- ① 次世代法第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画
 - ② 愛媛県少子化対策推進条例（平成26年10月17日条例第47号）第8条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
 - ③ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第62条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）第12条に基づく愛媛県自立促進計画
 - ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）第9条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
 - ⑥ 「健やか親子21（第2次）」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号）に基づく愛媛県母子保健計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、第6次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県社会的養育推進計画」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (4) 本計画は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）に配慮した計画です。
- (5) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

子どもを取り巻く状況

- 1 少子化の状況
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

1 少子化の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

～愛媛県の出生数は、平成 21 年以降、毎年戦後最低を更新～

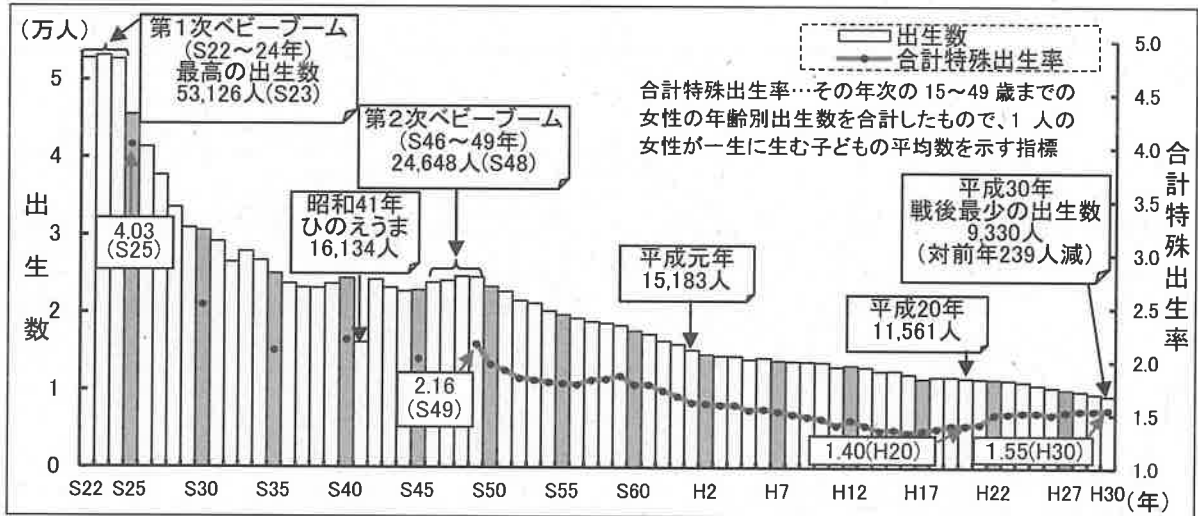
本県の出生数は、第 2 次ベビーブームの昭和 48 年（1973 年）に 24,648 人でしたが、その後は徐々に減少傾向が続き、平成 30 年（2018 年）には 9,330 人と戦後最低を更新しています。〔図 1〕

～愛媛県の合計特殊出生率は、人口維持に必要な水準を下回る～

本県の合計特殊出生率が、人口維持に必要と言われる 2.07 を最後に上回ったのは、昭和 49 年（1974 年）で、平成 16 年（2004 年）には 1.33 と、統計開始以降過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成 30 年（2018 年）には 1.55 となっています。〔図 1〕

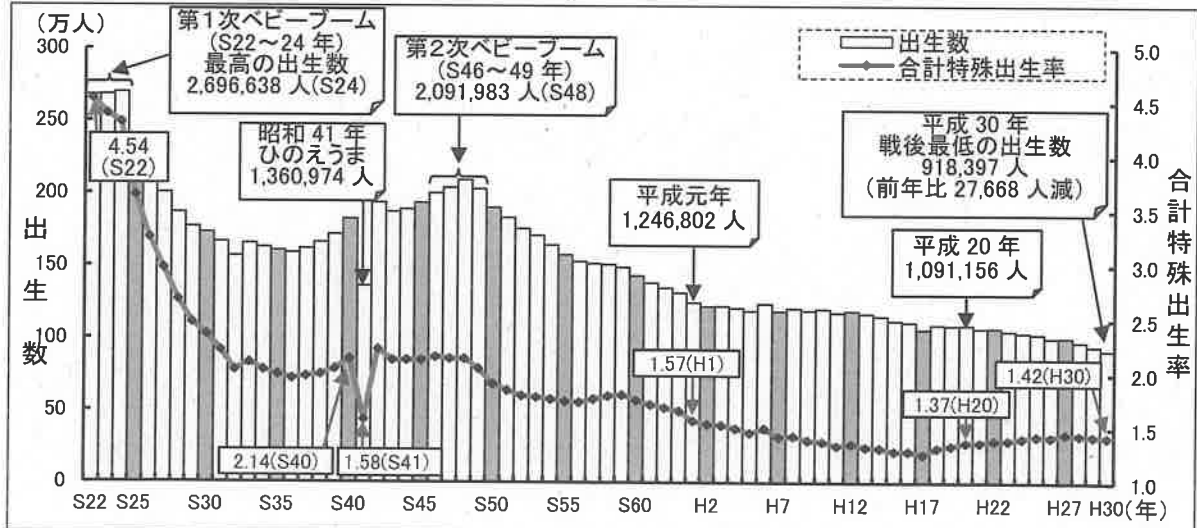
また、少子化は全国的にも進行しています。〔図 2〕

図 1 愛媛県の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図 2 全国の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 総人口と人口構造の推移

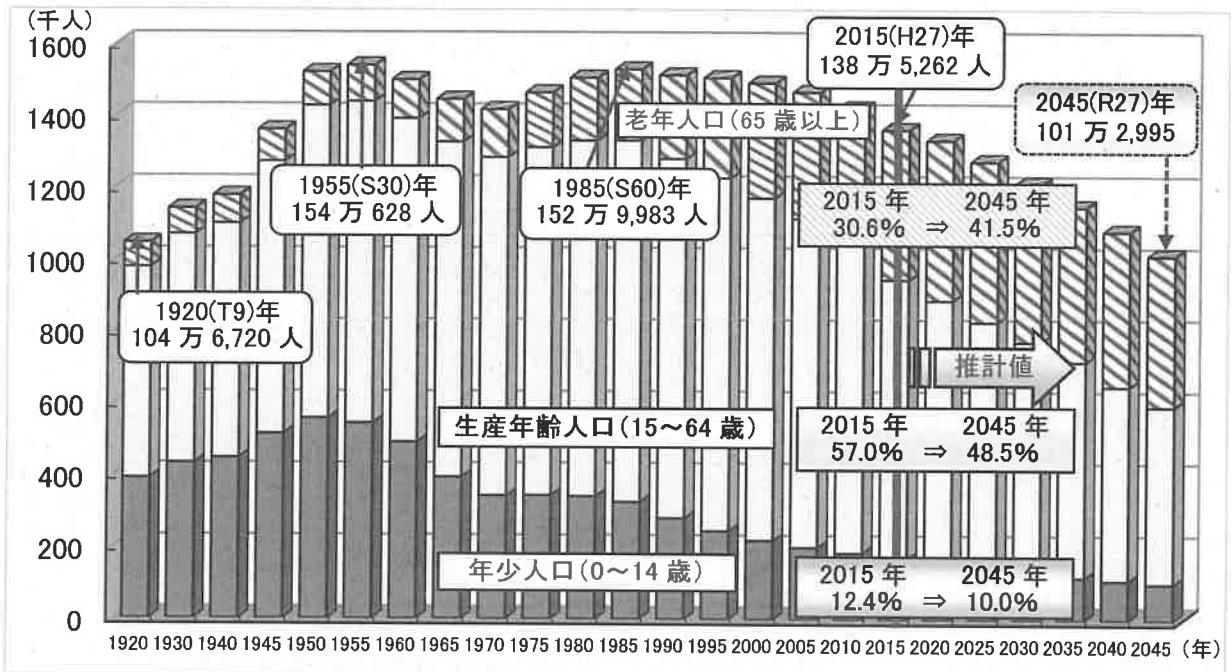
～愛媛県の総人口は、昭和60年（1985年）以降、減少傾向が続く～

本県の総人口は、昭和60年（1985年）に約153万人を数えましたが、その後は緩やかな下降曲線を描いており、平成27年（2015年）には、約139万人にまで減少しております。

今後もこの傾向は続き、令和27年（2045年）には約101万人まで減少、特に年少及び生産年齢人口の割合が減少すると予想されています。〔図3〕

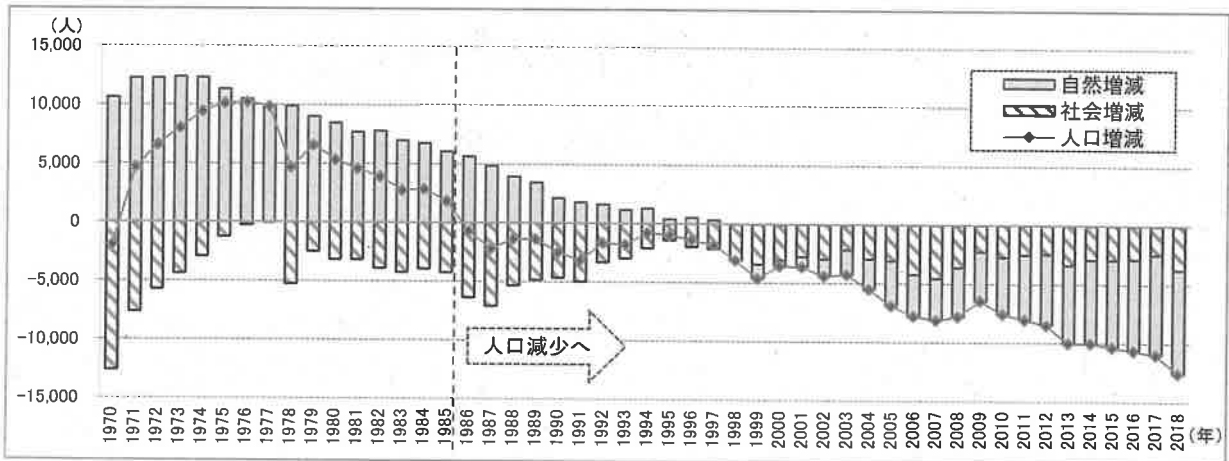
人口の減少には、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他県への転出による社会減も影響しています。〔図4〕

図3 愛媛県の総人口の推移と将来人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）



資料：総務省「国勢調査」
2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図4 愛媛県推計人口に基づく人口動態の推移

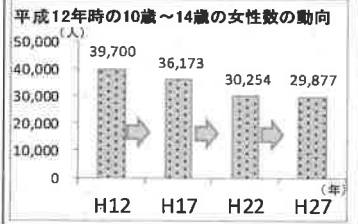
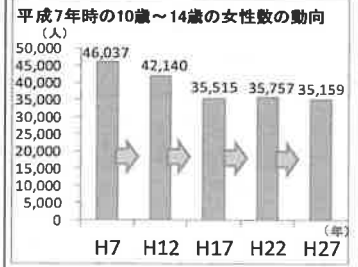


資料：愛媛県推計人口

なお、平成7年（1995年）以降の本県の出産期前後の女性人口は、以下のとおり推移しています。〔図5〕

図5 愛媛県の若年女性人口の推移

単位：人								
年齢層	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	20～39歳の計	全女性
平成7年 (1995)	46,037	47,726	48,459	44,467	44,778	47,350	185,054	794,182
平成12年 (2000)	39,700	42,140	41,496	50,409	44,440	44,904	181,249	788,803
	対5年前の 増減数	-3,897 -8.5%	-6,230 -13.1%	1,950 4.0%	-27 -0.1%	126 0.3%	-3,805 -2.1%	-5,379 -0.7%
平成17年 (2005)	34,766	36,173	35,515	42,516	49,798	44,096	171,925	776,138
	対5年前の 増減数	-3,527 -8.9%	-6,625 -15.7%	1,020 2.5%	-611 -1.2%	-344 -0.8%	-9,324 -5.1%	-12,665 -1.6%
平成22年 (2010)	32,847	31,902	30,254	35,757	41,759	49,060	156,830	758,167
	対5年前の 増減数	-2,864 -8.2%	-5,919 -16.4%	242 0.7%	-757 -1.8%	-738 -1.5%	-15,095 -8.8%	-17,971 -2.3%
平成27年 (2015)	29,595	30,306	25,693	29,877	35,159	41,114	131,843	730,882
	対5年前の 増減数	-2,541 -7.7%	-6,209 -19.5%	-377 -1.2%	-598 -1.7%	-645 -1.5%	-24,987 -15.9%	-27,285 -3.6%



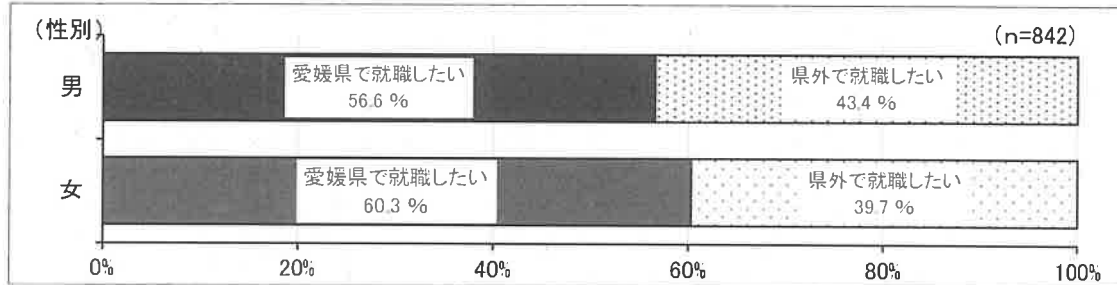
高校卒業時等に約8%、大学卒業後の就職時等に約20%が県外へ流出

資料：総務省「国勢調査」

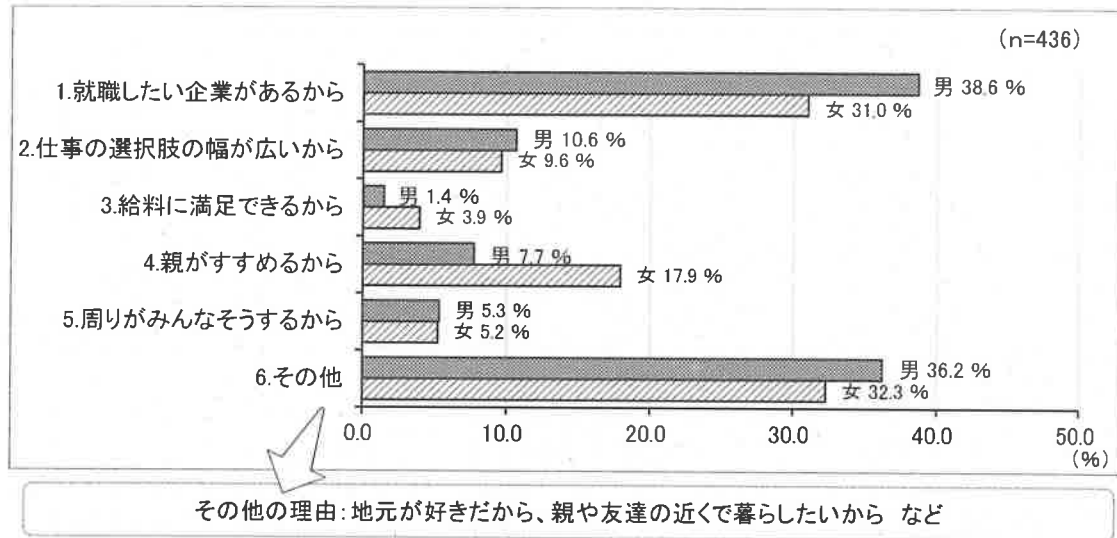
県では、平成 29 年度に、県内在住又は県出身の大学生等や入社 1 年目の新入社員 1,098 人を対象に、結婚に影響を与える要因に関する意識調査を実施しました。

このうち、大学生等の就職希望について、愛媛県出身者の県内での就職希望は男性 56.6%、女性 60.3%、県外での就職希望は男性 43.4%、女性 39.7%となっています。

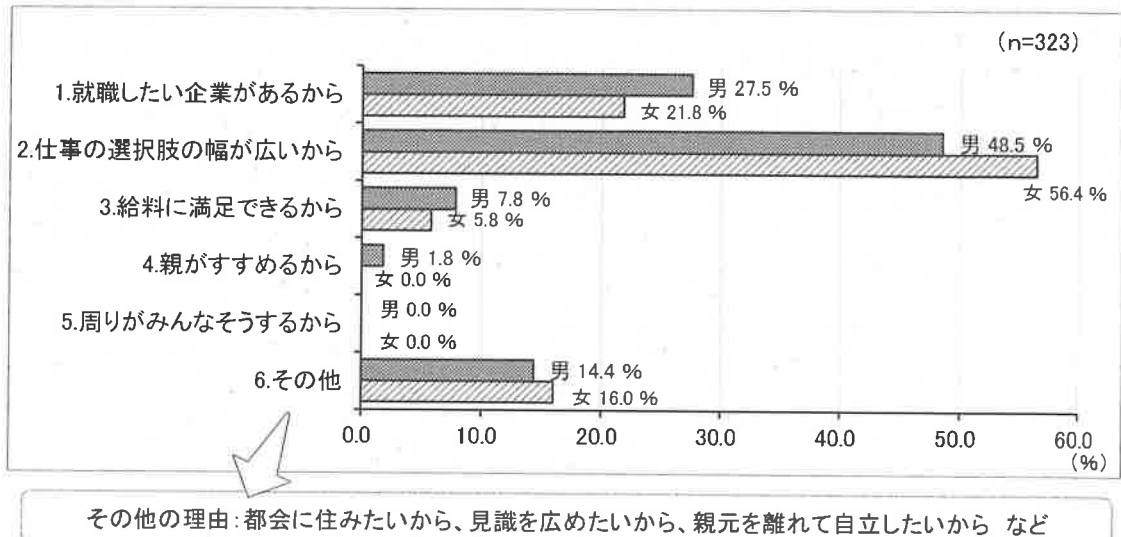
■就職希望地(県内・県外)



■愛媛県での就職を希望する理由(単一回答)



■県外での就職を希望する理由(単一回答)



資料:「平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

2 少子化の要因

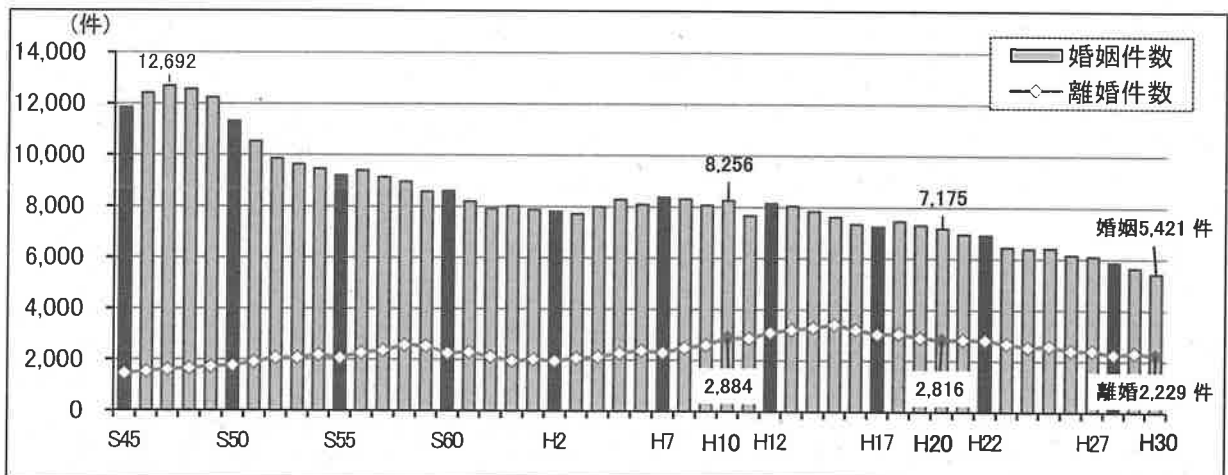
少子化は、未婚率の上昇（非婚化を含む）、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）、晩産化、夫婦出生力の低下、子育てや教育への経済的負担、子育てに対する負担感など、様々な原因によることが指摘されています。

(1) 婚姻と出産の状況

～愛媛県の婚姻件数は、徐々に減少～

平成 30 年（2018 年）の本県の婚姻件数は、5,421 件であり、婚姻率（人口 1,000 人当たりの婚姻件数）は 4.0 となっています。10 年前に当たる平成 20 年（2008 年）の 7,175 件と比較すると、10 年間で 24.4%の減少となっています。一方、平成 30 年（2018 年）の本県の離婚件数は、2,229 件であり、ほぼ横ばいの傾向にあります。〔図 6〕

図 6 愛媛県の婚姻件数と離婚件数

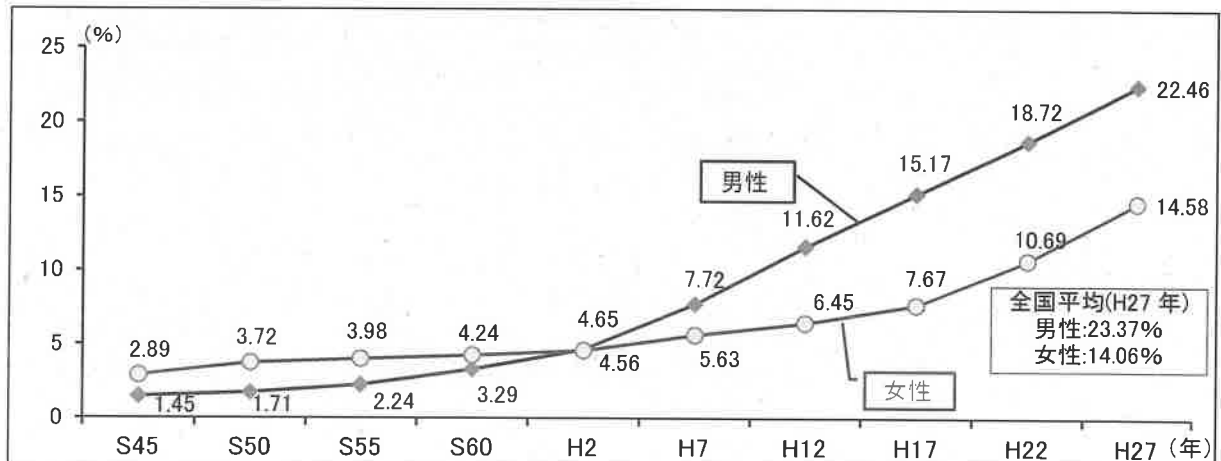


資料：厚生労働省「人口動態統計」

～愛媛県の未婚割合は、男女ともに上昇（未婚化の進行）～

昭和 45 年（1970 年）から平成 2 年（1990 年）の、本県の 50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合は男女ともに 5%未満でしたが、以後、急上昇し、平成 27 年（2015 年）には男性が 22.46%、女性が 14.58%となっており、男性の約 5 人に 1 人、女性の約 7 人に 1 人が未婚の状況です。なお、国の全国推計では、今後も上昇が続くことが予測されています。〔図 7〕

図 7 愛媛県の 50 歳時の未婚割合

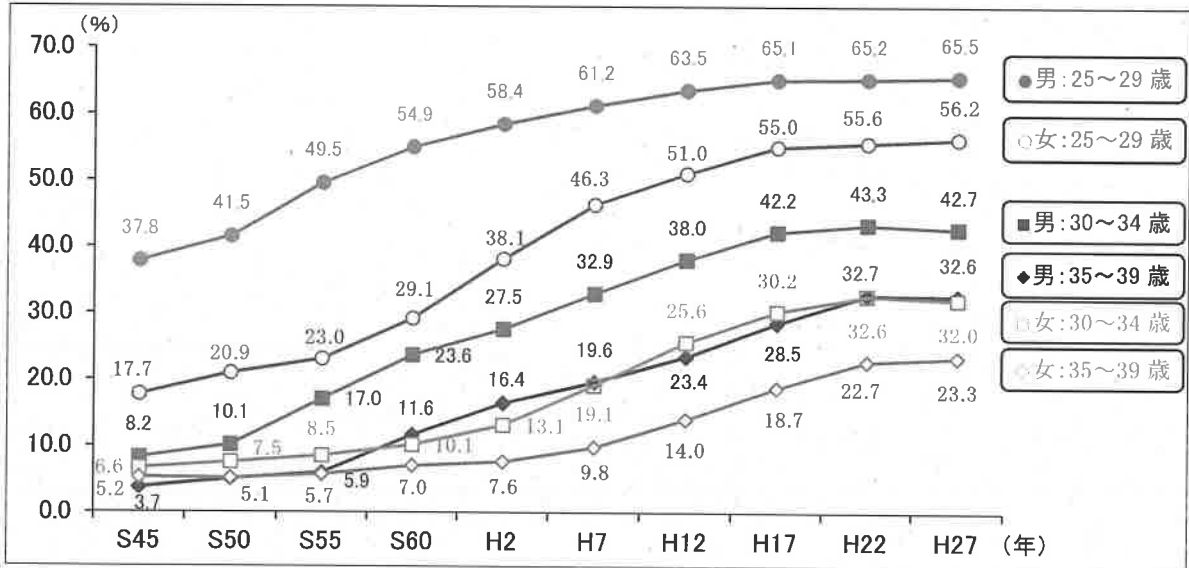


資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2019 年版」

～愛媛県の性別・年代別未婚率は、25歳～34歳代で急上昇～

本県の性別・年代別の未婚率は、昭和45年以降、いずれも上昇傾向にあり、平成27年（2015年）には、30代前半で男性の約4割、女性の約3割が、30代後半でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっています。〔図8〕

図8 愛媛県の性別・年代別未婚率の推移

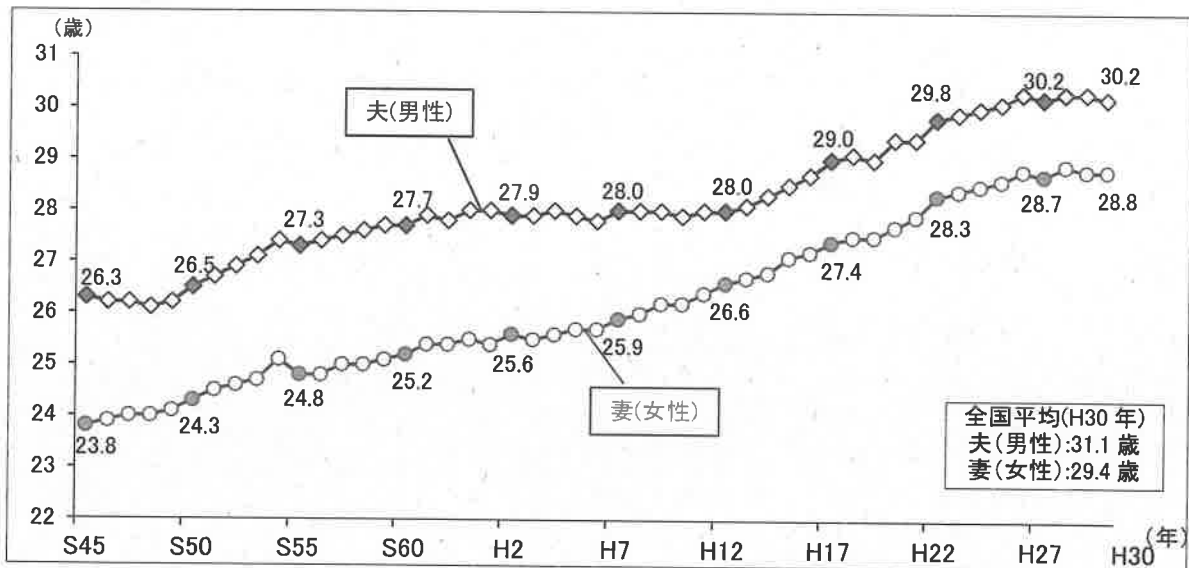


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の平均初婚年齢は、高止まり傾向（晩婚化）～

本県の平均初婚年齢は昭和45年（1970年）以降、平成26年（2014年）まで上昇傾向で、その後はわずかに増減しながら高止まり、平成30年（2018年）には男性が30.2歳、女性が28.8歳となっています。〔図9〕

図9 愛媛県の平均初婚年齢

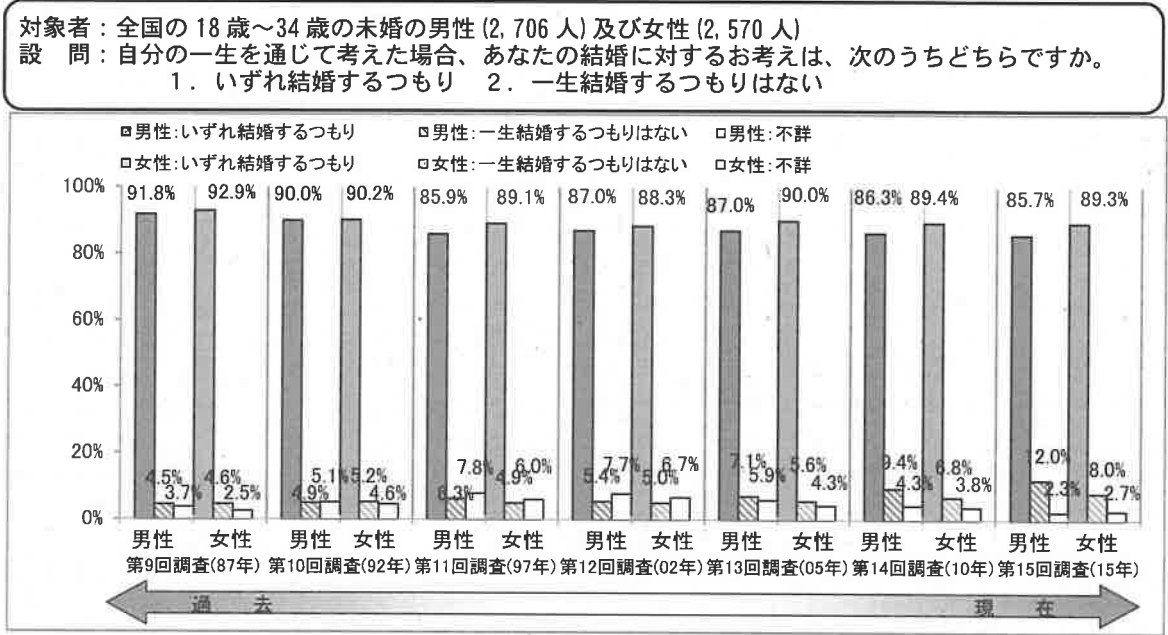


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～独身者の結婚に対する意識は今も昔も変わらず～

18歳から34歳までの未婚の男女とも、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する意識の高さが認められるとともに、この傾向は1987年（昭和62年）の第9回調査からほとんど変化がありません。〔図10〕

図10 独身者の結婚に対する意識（No.1）～2015年全国調査から

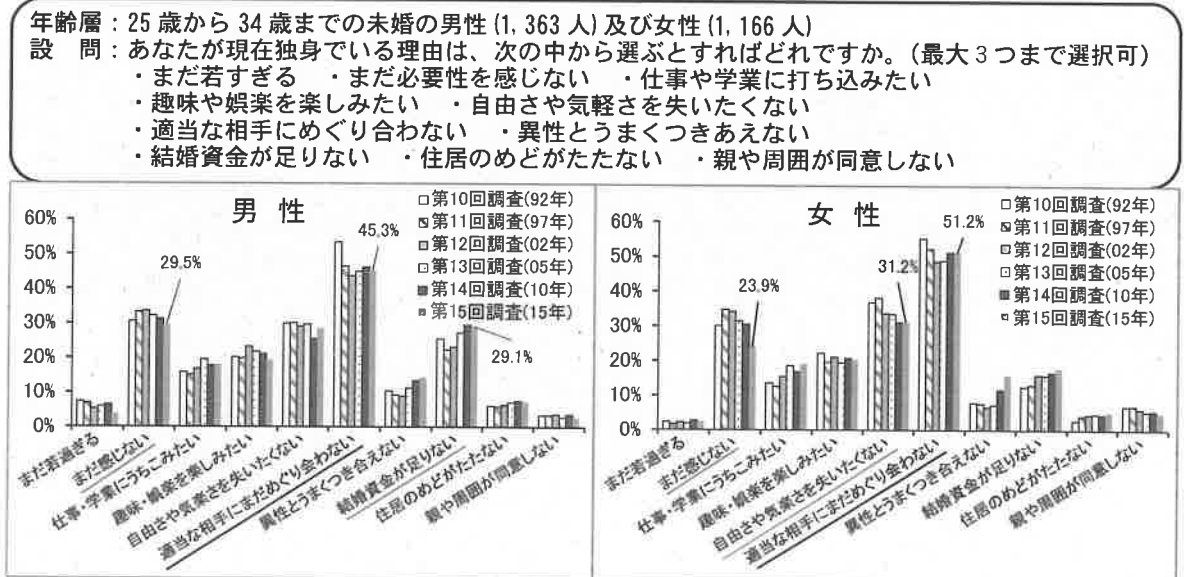


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査・独身者調査」(平成27年)

～未婚者の結婚についての理想と現実とのギャップ～

25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねたところ、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」という回答が最も多い結果となりました。また、男性は「結婚資金が足りない」、女性は「自由さや気軽さを失いたくない」などの回答も多くなっています。結婚に対する意識は高いものの、出会いの場の減少に加え、雇用環境やライフスタイルの変化などによって、結婚に対する理想と現実との間に大きなギャップが生まれています。〔図11〕

図11 独身者の結婚に対する意識（No.2）～2015年全国調査から

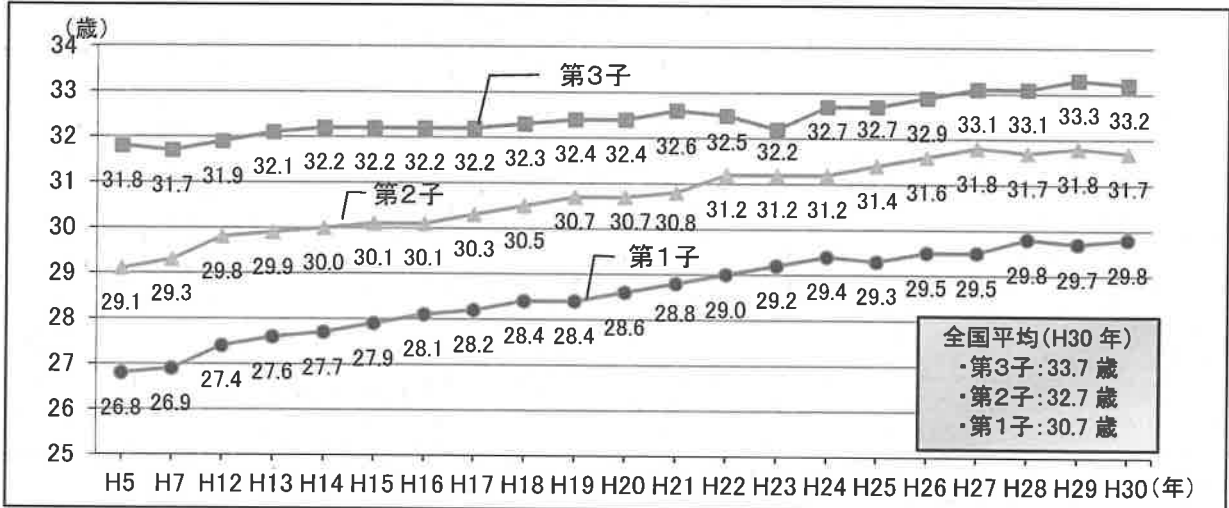


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査・独身者調査」(平成27年)

～愛媛県の平均出生時年齢は、上昇傾向（晩産化）～

本県の母親の平均出生時年齢は、初婚年齢の上昇に伴い、必然的に上昇しており、平成30年（2018年）には、第1子の出生時年齢が29.8歳で、データが残っている平成5年（1993年）の26.8歳と比較すると、3.0歳上昇し、晩産化しています。〔図12〕

図12 愛媛県の母親の平均出生時年齢の推移

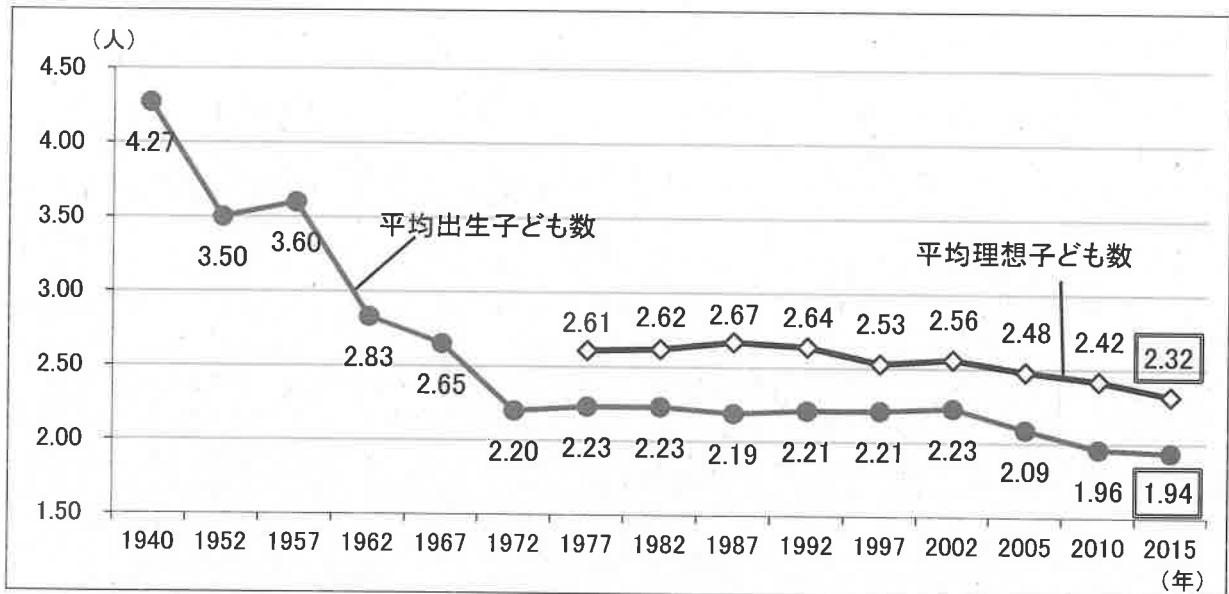


資料: 厚生労働省「人口動態統計」

～出生子ども数は、理想の子ども数を下回る～

2015年（平成27年）の全国調査によると、平均出生子ども数は、平均理想の子ども数（2.32人）を0.38人下回っており、平均すれば、概ね3人に1人の割合で「もう1人」を望んでいることが窺えます。〔図13〕

図13 平均出生子ども数と平均理想子ども数（全国）



資料: 国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(第10回～15回)、出生力調査(第1回～10回)

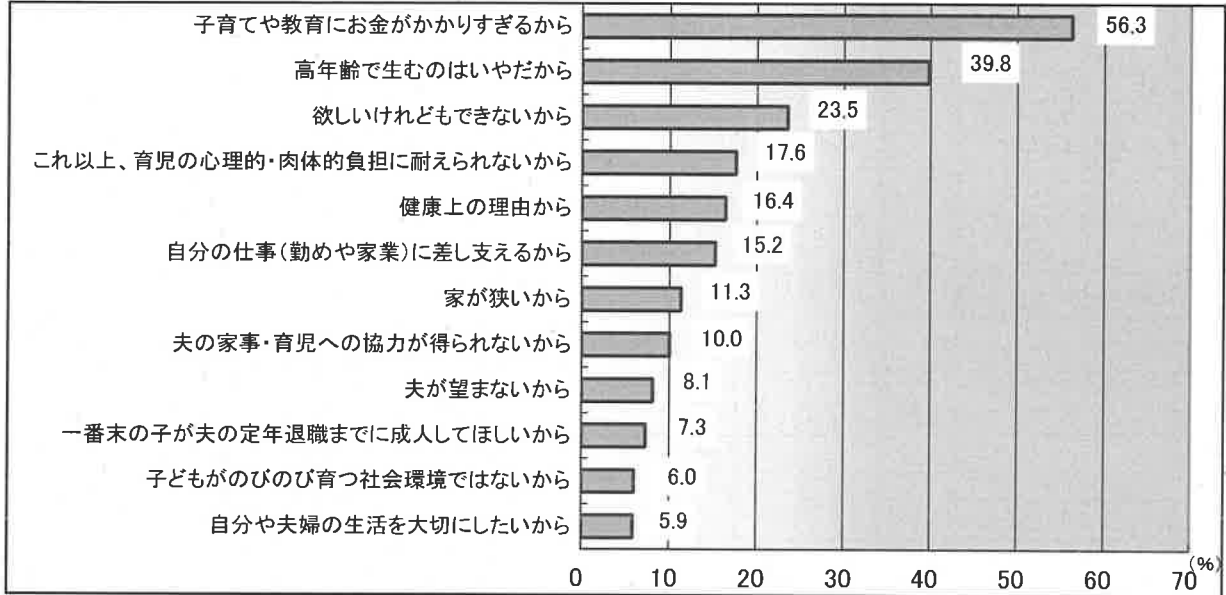
注1 全国の50歳未満の妻に対する調査。

注2 平均出生子ども数は、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

～理想の子ども数を持つことへの妨げは、経済面が最も大～

2015年（平成27年）の全国調査によると、女性が理想の子ども数を持とうとしない最も大きな理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。次いで、晩婚化を背景とする「高年齢で産むのはいやだから」、不妊を原因とする「欲しいけれどもできないから」などとなっています。〔図14〕

図14 女性が理想の子ども数を持とうとしない理由（全国）



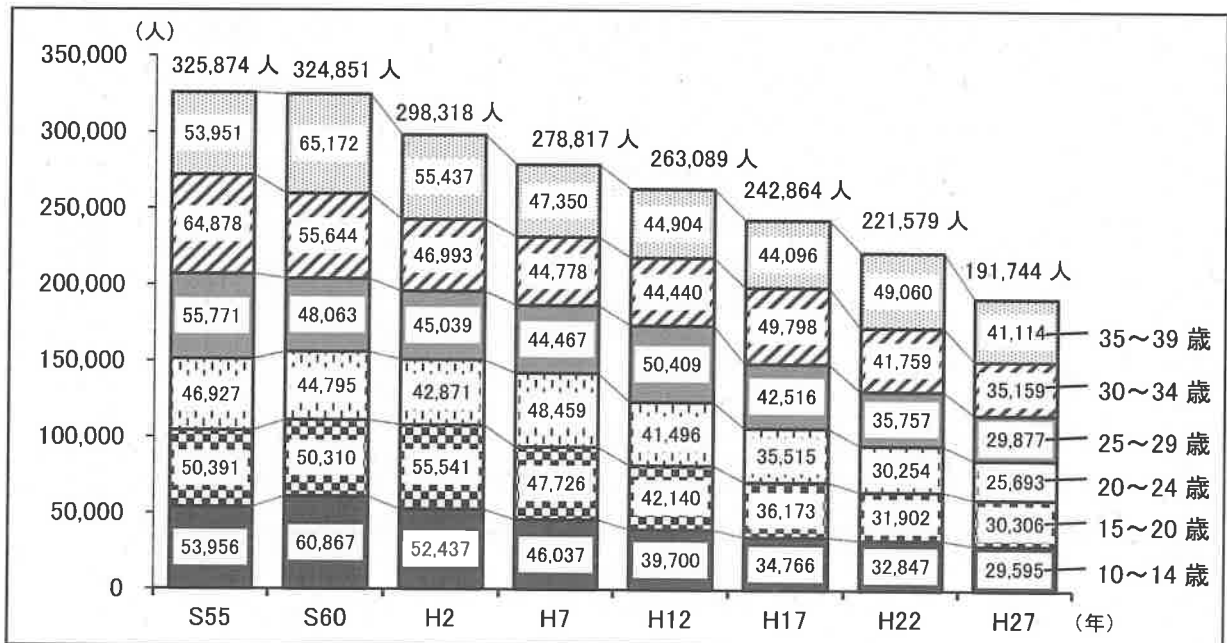
資料：国立社会保障・人口問題研究所（第15回出生動向基礎調査（平成27年））

(2) 若年女性の状況

～愛媛県の10歳から39歳までの女性の人口は、減少傾向～

本県の10歳から39歳までの女性の人口は昭和55年（1980年）以降減少傾向で、平成27年（2015年）は191,744人となり、20年前の平成7年（1995年）の278,817人と比較すると、実数で87,073人、率にして31.2%減少しています。〔図15〕

図15 愛媛県の若年女性人口の推移

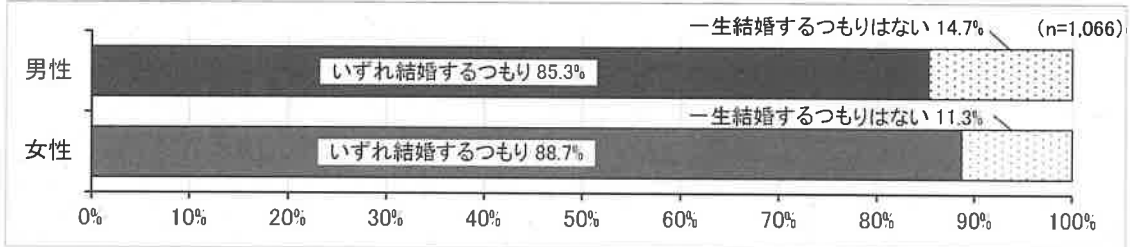


資料：総務省「国勢調査」

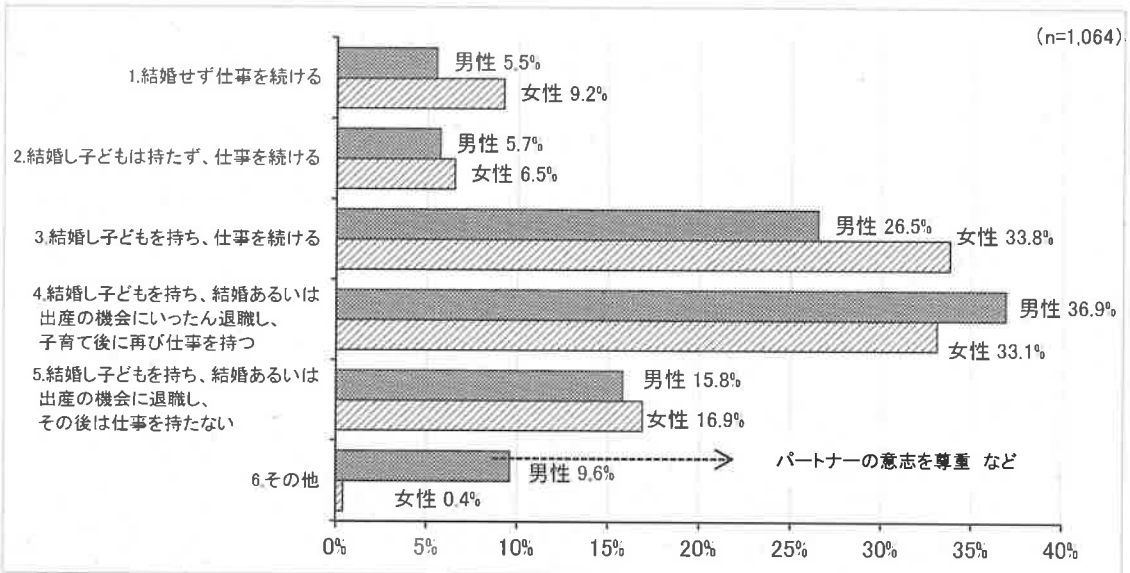
男女ともに、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。また、女性の生き方について、「結婚し子どもを持ち、仕事を続ける」や「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」といった回答が多く得られました。

希望する子どもの人数については、「2人」が最も多く、最初の子どもを持ちたい年齢は25～29歳を中心に、次いで、女性は20～24歳、男性は30～34歳となっています。

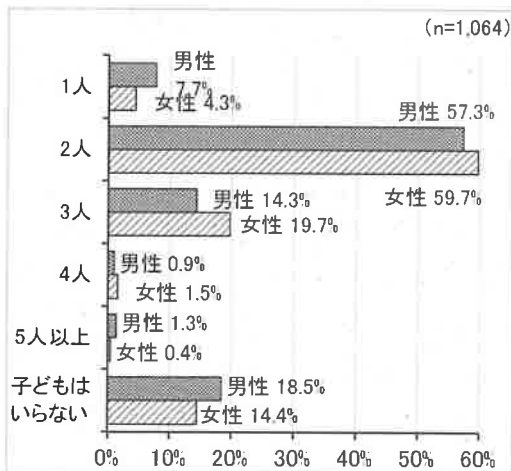
■結婚に対する考え



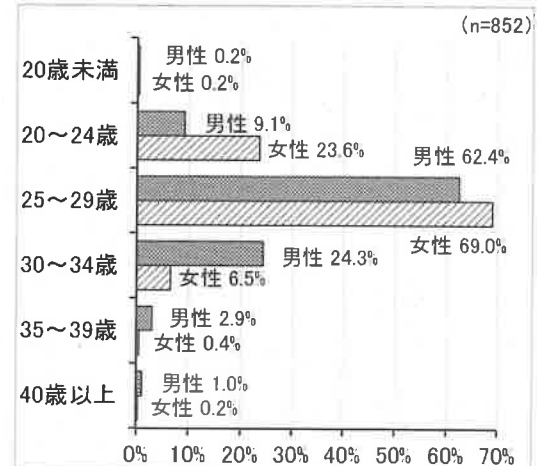
■男性がパートナーに求める結婚・働き方・子育て／女性が理想とする結婚・働き方・子育て



■希望する子どもの人数



■最初の子どもを持ちたい年齢



資料:「平成29年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

3 家庭の状況

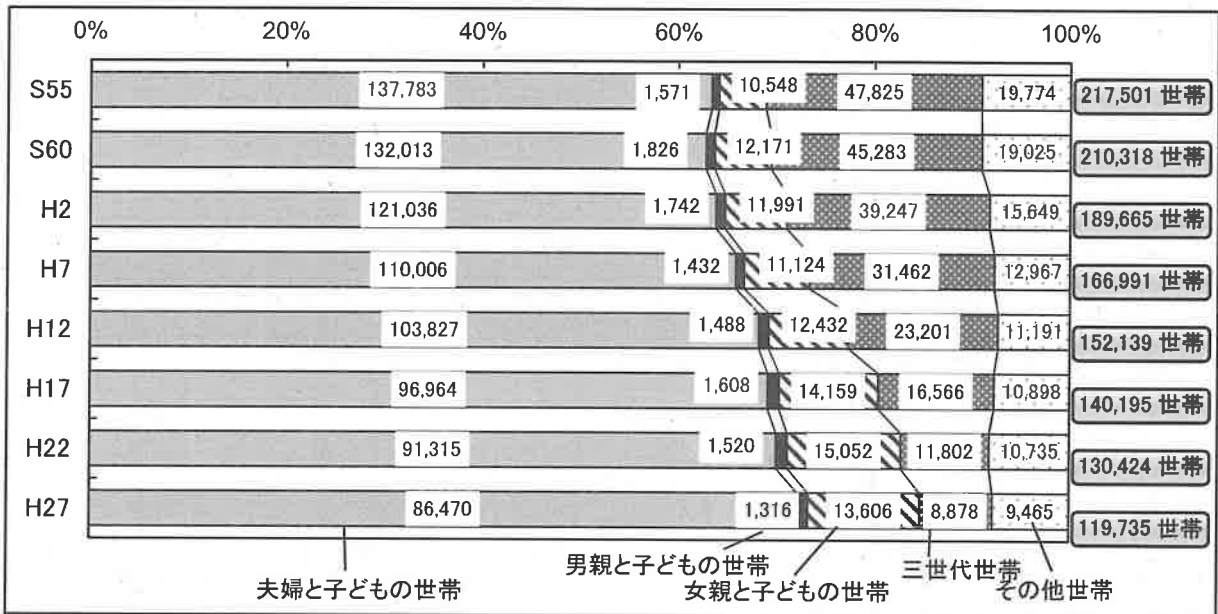
(1) 核家族化の進行

～愛媛県でも核家族化が進行～

本県の18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は、昭和55年(1980年)以降減少傾向にあります。

このうち、本県の18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯(夫婦、男親又は女親と子どもだけから成る世帯)の割合は、昭和55年(1980年)の68.9%から、平成27年(2015年)には84.7%に増えています。〔図16〕

図16 愛媛県の18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移

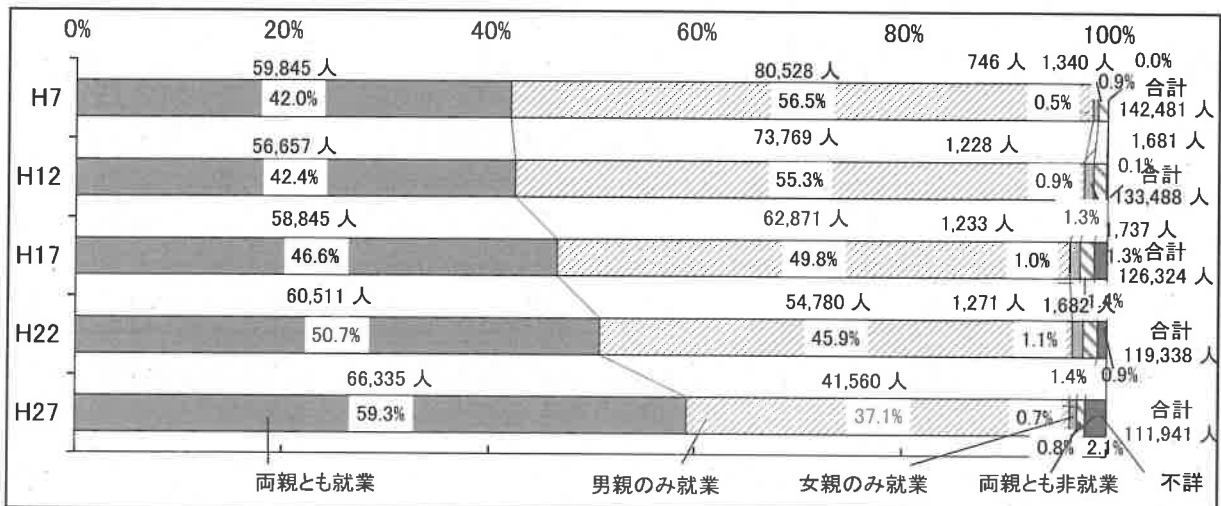


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の5割の子どもは、ともに就業～

本県の夫婦と子どもからなる世帯のうち、12歳以下児童からみた親の就業形態を見ると、平成22年(2010年)には両親ともに就業している割合が初めて5割を超え、その後も核家族の共働き家庭が増加しています。〔図17〕

図17 愛媛県の12歳以下児童からみた親の就業状況(夫婦と子どもからなる世帯)



資料:総務省「国勢調査」

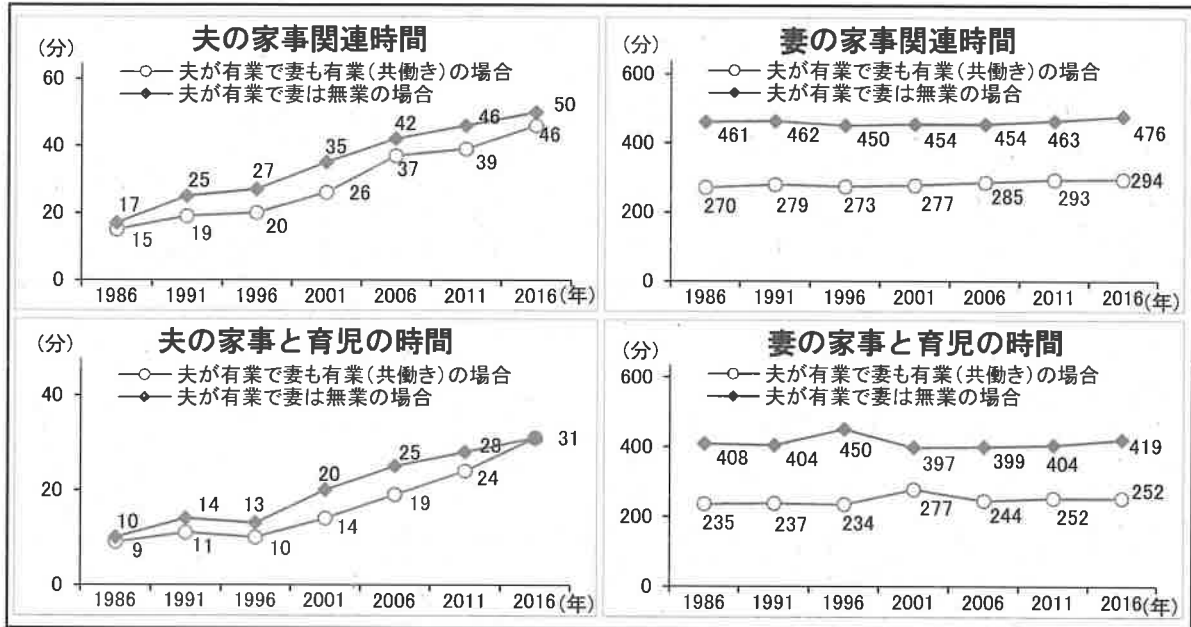
※「愛媛県子どもの生活に関する調査」の結果から、関係する内容を記載予定

(2) 男女共同参画の家庭づくり

～男女間で家事負担に大きな開き～

夫婦と子どもの世帯において、1日のうちに家事関連時間（家事、介護・看護、育児、買い物）に充てる状況をみると、夫が家事等に関わる時間は、昭和61年（1986年）以降、年々、増加傾向にあります。平成28年（2016年）には、夫が有業で妻が無業の場合は女性476分（7時間56分）、男性50分、また、共働きの場合でも女性294分（4時間54分）、男性46分と、依然として夫婦間に大きな開きがあります。〔図18〕

図18 夫婦と子どもの世帯における家事関連の時間（全国）



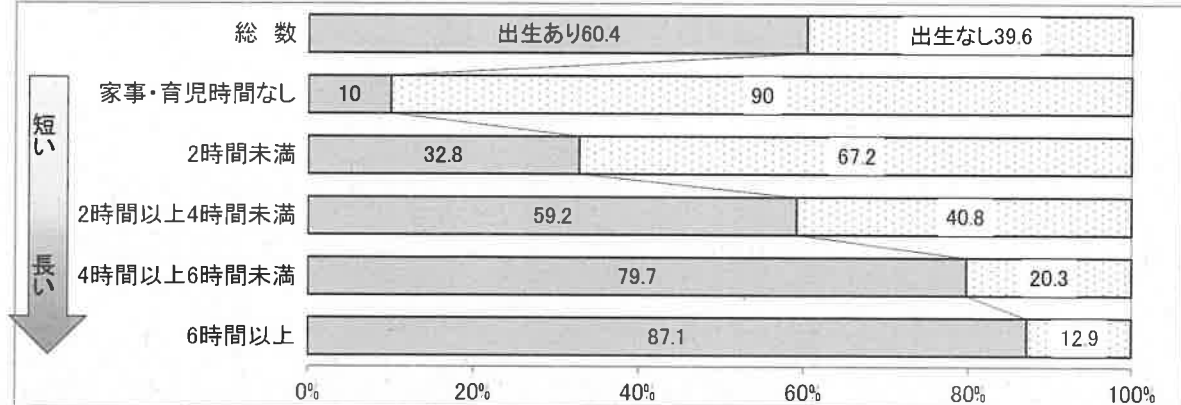
資料:総務省「社会生活基本調査」(夫婦と子どもの世帯)

TOPIX

～夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い～

国が行った調査によると、夫が家事や育児に関わる時間が長いほど、2人目以降の子どもが生まれる割合が高いという結果が出ています。

■子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況



資料:厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(平成28年11月公表)調査期間 H14～H27

注1)対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られた夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫

注2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

注3)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

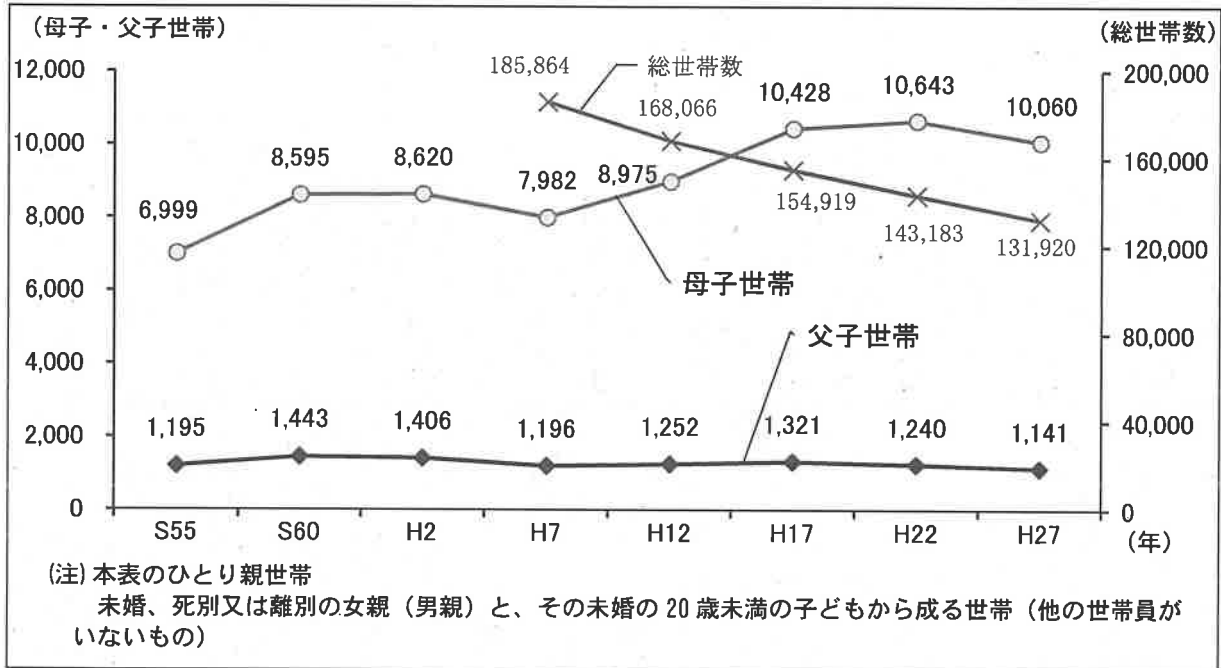
※総数には、家事・育児時間不詳を含む

(3) ひとり親世帯の置かれている状況

～愛媛県のひとり親世帯の割合は増加～

本県の20歳未満の子どもを持つ世帯数は減少している一方、父親又は母親と子どもからなるひとり親世帯については、昭和55年(1980年)の統計開始以降、増減しながらも長期的には増加傾向にあります。〔図19〕

図19 愛媛県のひとり親世帯数

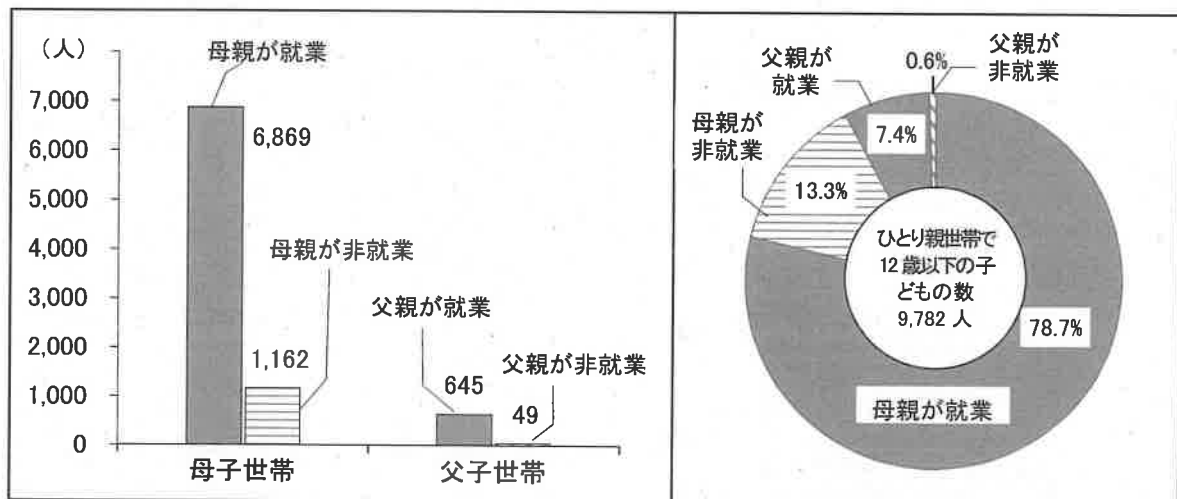


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の母子世帯における12歳以下の子どもの1割強は、母親が非就業状態～

本県のひとり親世帯のうち、12歳以下の子どもからみた親の就業形態をみると、母親が非就業の世帯にいる子どもの数は1,162人(対象世帯人員の13.3%)、父親が非就業の世帯にいる子どもの数は49人(同0.6%)です。〔図20〕

図20 愛媛県の12歳以下の子どもからみたひとり親の就業状況(母子世帯、父子世帯)



資料:総務省「平成27年国勢調査」

4 就労の状況

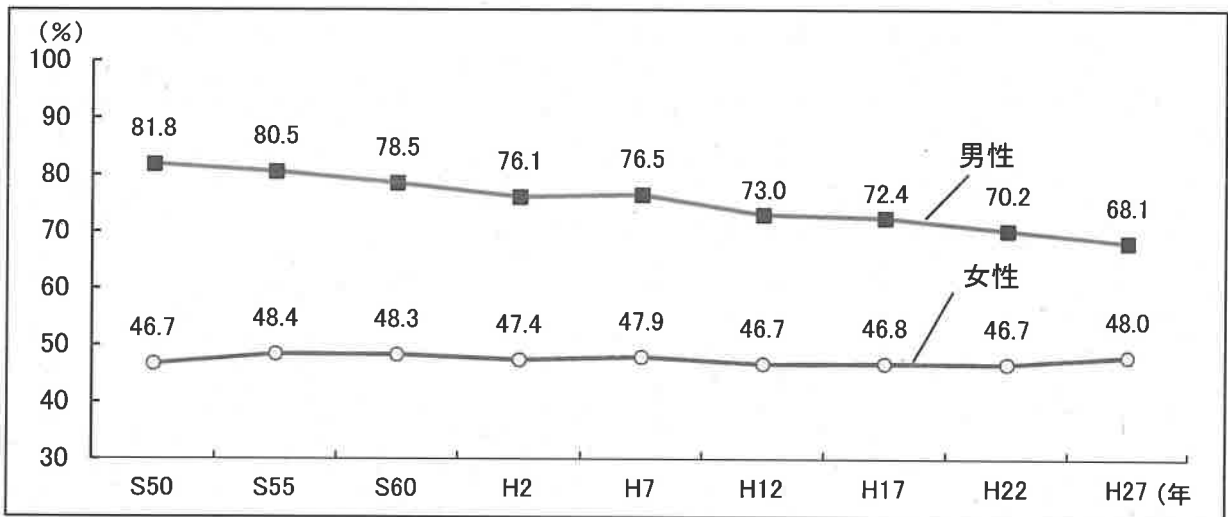
(1) 労働力

～愛媛県の女性の労働力率は、30代前半に低下するM字型が緩和傾向～

本県の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を男女別にみると、昭和50年（1975年）以降、長期的には男性労働力率が緩やかな低下傾向を示しているのに対し、女性労働力率は概ね横ばいで推移しています。〔図21〕

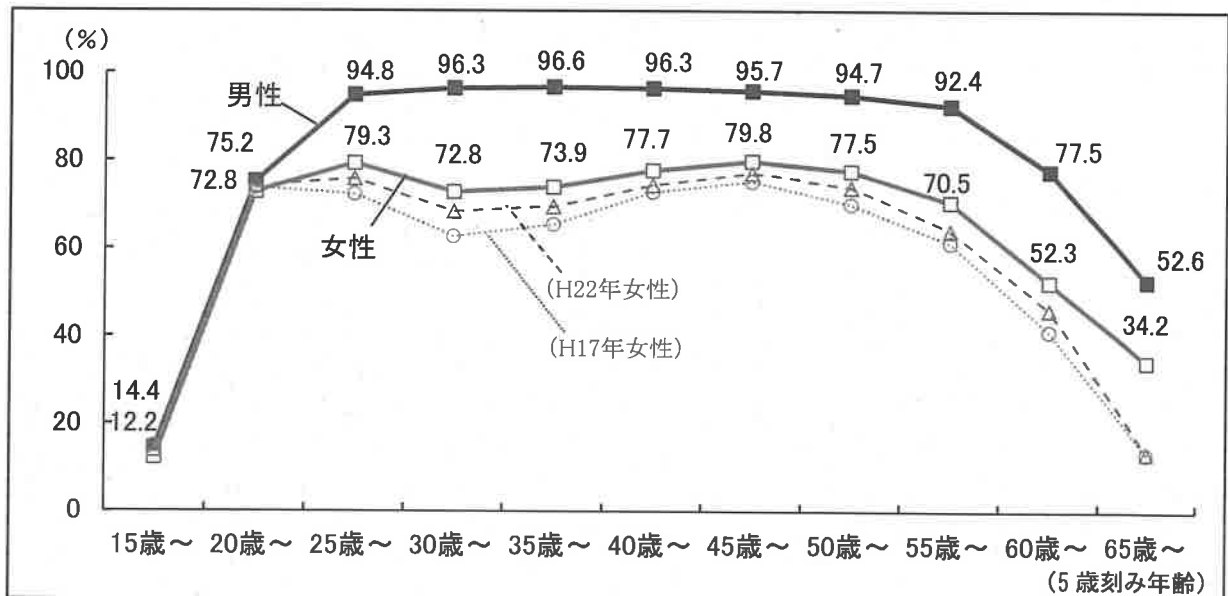
女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年は、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。〔図22〕

図21 愛媛県の労働力率の推移（男女別）



資料：総務省「国勢調査」

図22 愛媛県の平成27年の男女・年齢階級別労働力率



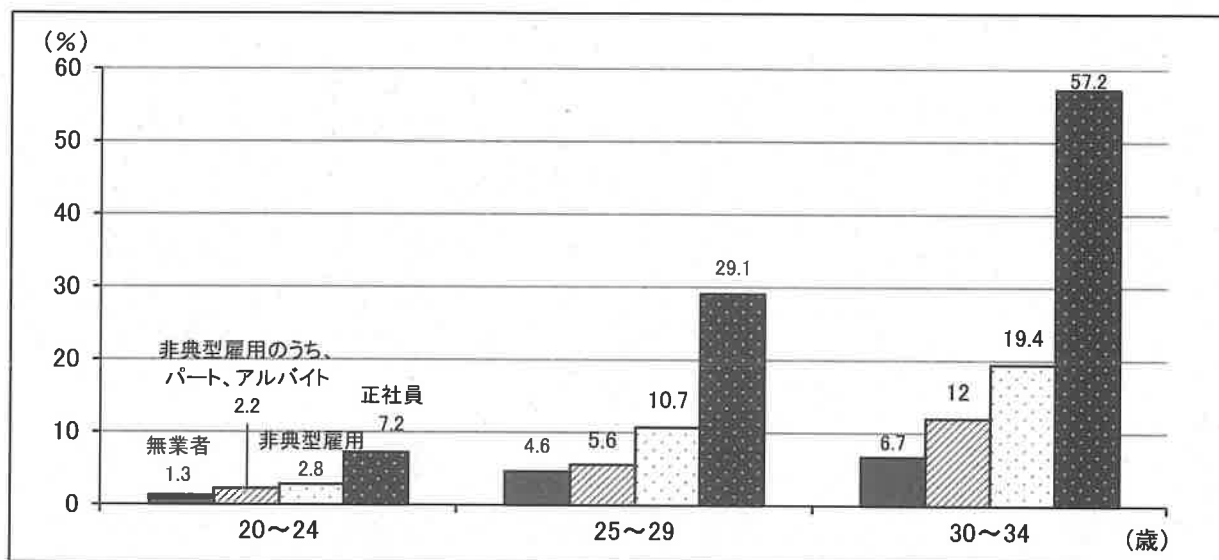
資料：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 就業形態と婚姻の状況

～就業形態などによる家族形成状況の違い～

全国調査では、非典型雇用者（正社員以外の働き方をする雇用形態）の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持つ人割合が大きく異なっていることが窺えます。〔図 23〕

図 23 就労形態別配偶者のいる割合（全国・男性）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状（2019年）」

(3) 新規学卒者の離職状況

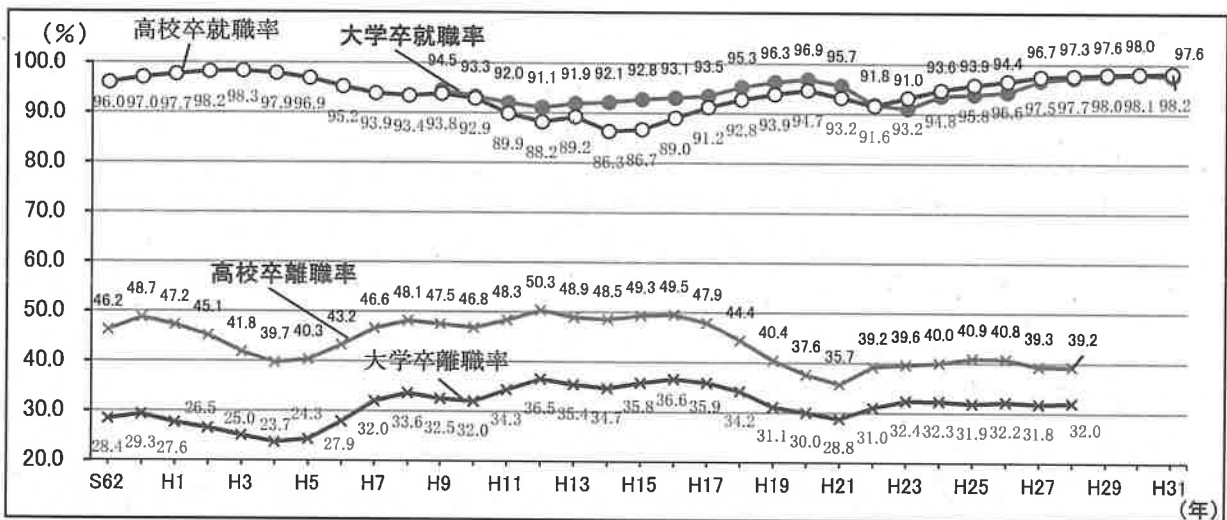
～新規学卒者の3割以上は就職後3年以内に離職～

全国調査によると、高校新卒者及び大学新卒者の就職率は概ね8～9割で推移している一方、高校新卒者の3～5割と大学新卒者の3～4割は、就職後3年以内に離職しています。〔図24〕

また、就職後の3年以内離職率を年数別で見ると、1年目での離職が最も多く、次いで、2年目、3年目となっています。〔図25〕

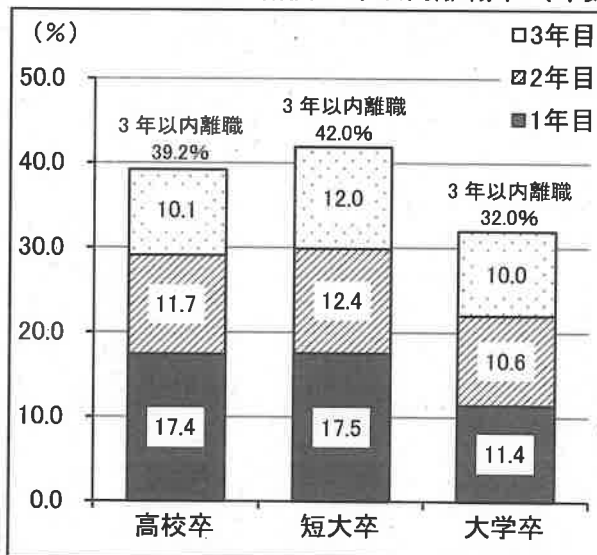
なお、34歳以下の若年者の離職理由は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が最も多く、次いで「仕事が自分に合わない」となっています。〔図25〕

図24 新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成28年3月卒業者の状況）」

図25 学歴別就職後3年以内離職率（年数別）（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成28年3月卒業者の状況）」

（参考）若年労働者の初めて勤務した会社をやめた主な理由

離職理由	高校卒 (%)	大学卒 (%)
仕事が自分に合わない	19	19.7
自分の技能・能力が活かされなかった	6.6	10.1
責任のある仕事を任せられなかった	1.4	2
ノルマや責任が重すぎた	9.3	14.1
会社に将来性がない	11.6	13.9
賃金の条件がよくなかった	17.9	16.4
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	20.3	25.3
人間関係がよくなかった	19.6	15.5
不安定な雇用状態が嫌だった	9.3	6.9
健康上の理由	7	9.5
結婚、子育てのため	10.3	8.7
介護、看護のため	0.5	1.6
独立して事業を始めるため	0.4	1
家業をつぐ又は手伝うため	0.8	1.6
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	4.6	2.9
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	5	4
雇用期間の満了・雇止め	3.8	5.6
その他	17.6	16.7
不明	8.7	10.6

※複数回答

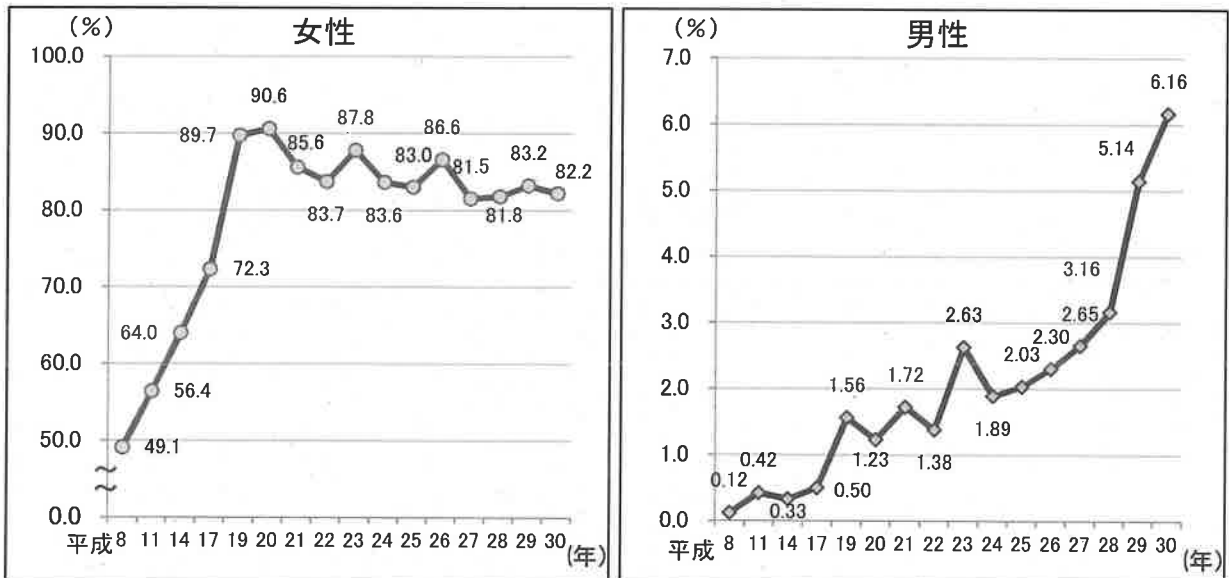
資料：平成25年度若年者雇用実態調査

(4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

～男性の育児休業取得率は、低い水準で推移～

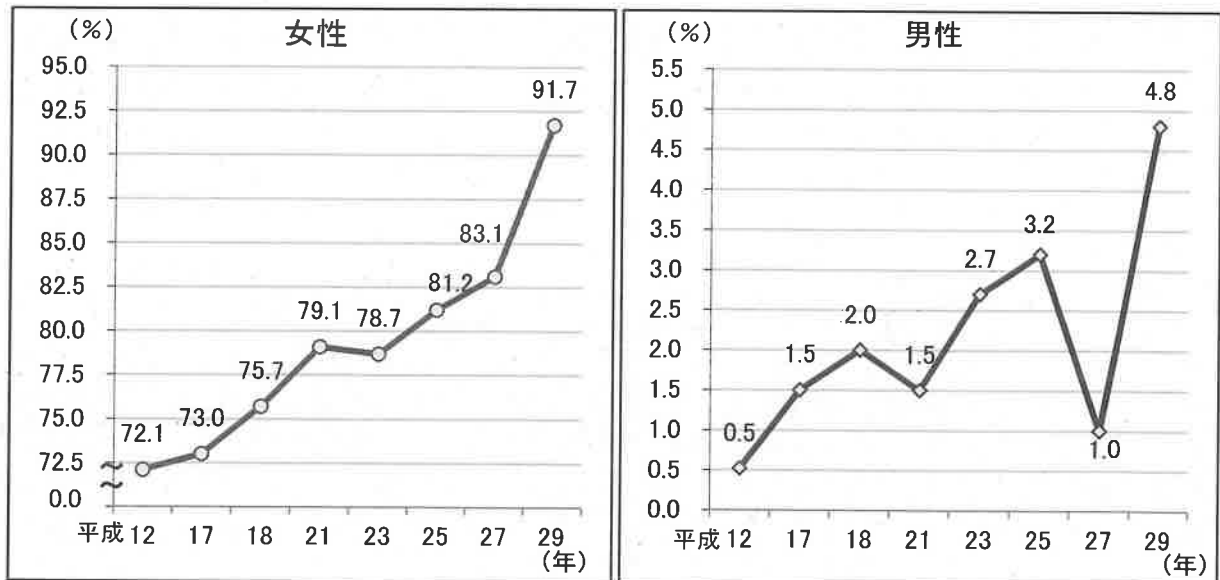
全国の育児休業取得率は、平成19年(2007年)以降、女性で8割を上回っている一方、男性は上昇傾向にあるものの、1割に満たない状況です。〔図26〕
 本県でも、女性の取得率は上昇していますが、男性は、全国と同様、その割合は低調です。〔図27〕

図26 全国の育児休業取得率



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図27 愛媛県の育児休業取得率



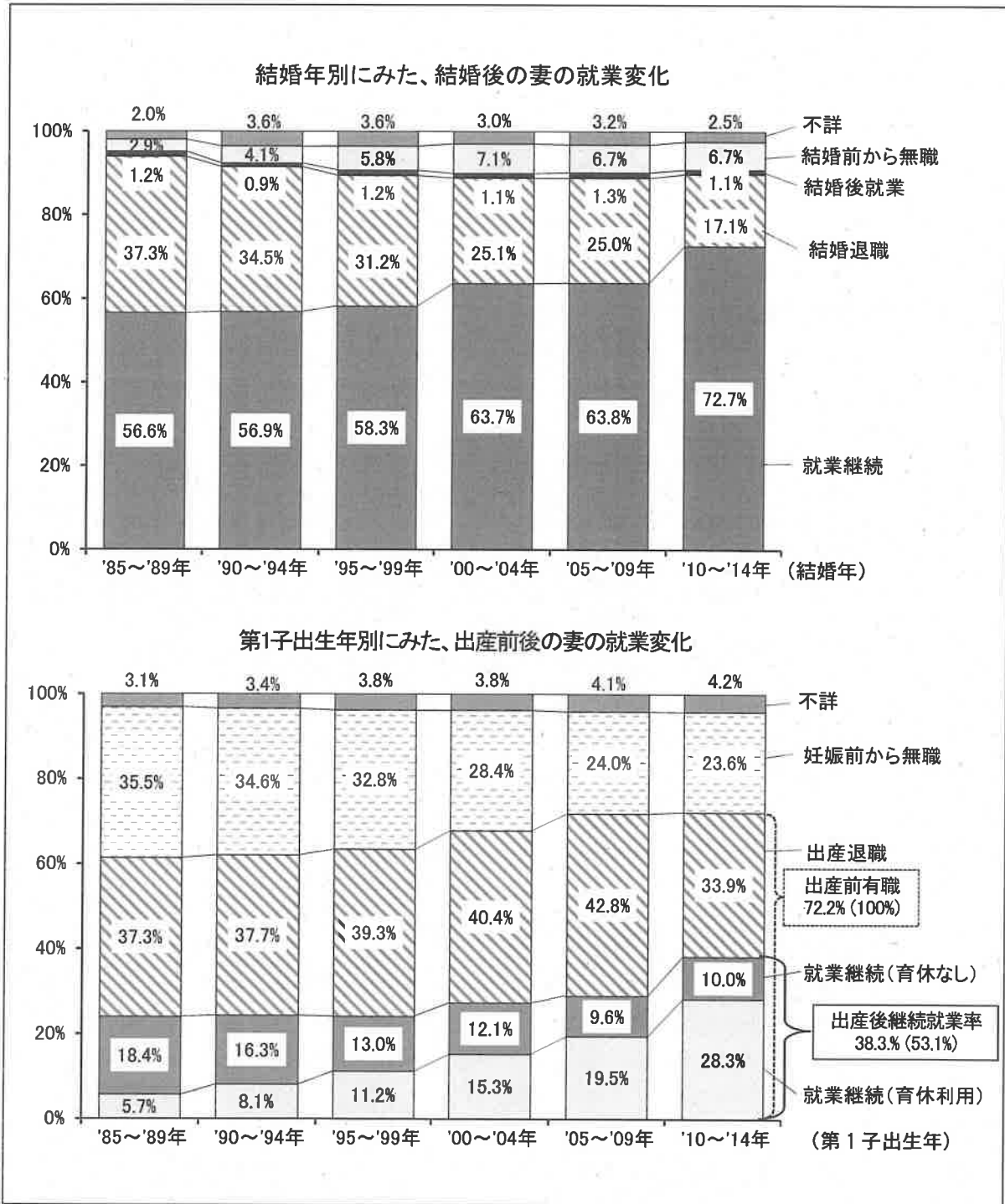
資料：愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

～ライフスタイルの多様化により結婚や出産時の妻の就業状態も変化～

全国調査によると、結婚後も就業を継続する妻の割合は6～7割で推移しており、結婚退職の割合は減少傾向です。

また、第1子出産時における妻の就業変化をみると、育児休業取得率は上昇しているものの、出産前有職者のうち5割が出産退職しており、育児と仕事の両立を行うには依然として様々な課題があります。〔図28〕

図28 結婚や出産期における妻の就業変化（全国）

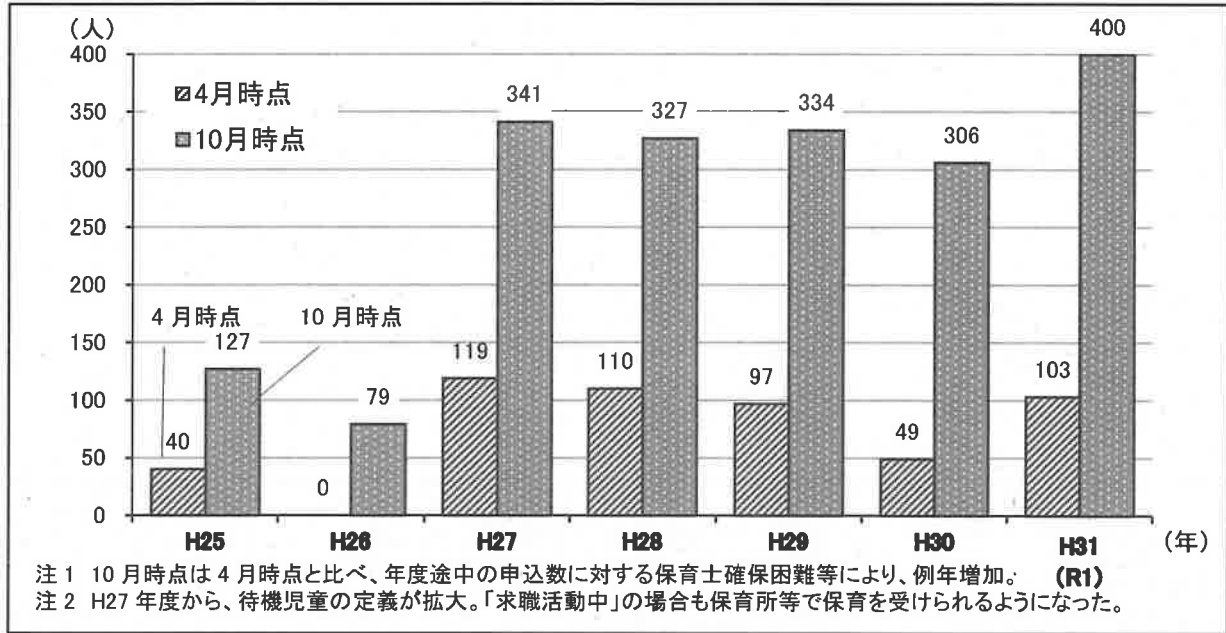


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

～愛媛県の待機児童の状況～

本県の保育所等における待機児童は、令和元年（2019年）4月時点で103人となっています。〔図29〕

図29 愛媛県の待機児童数（保育所等）



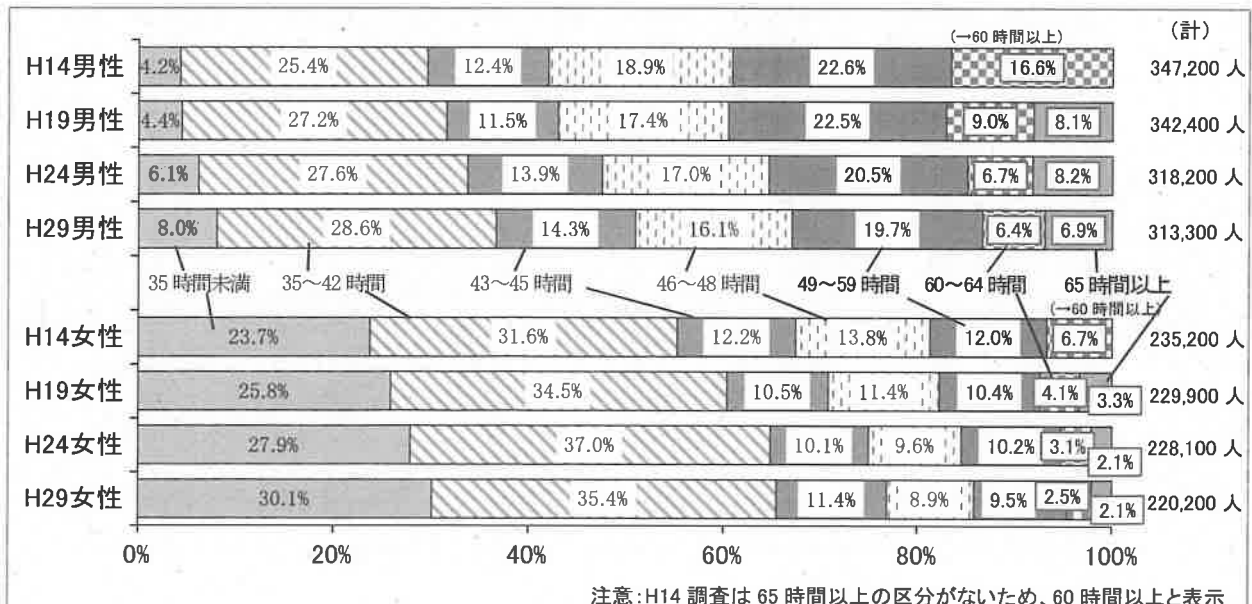
資料：厚生労働省「保育所等の待機児童数の状況について」

～愛媛県の就業時間は男女ともに減少傾向～

本県の平成14年と平成29年の週間就業時間を比較すると、男女ともに49時間以上の長時間労働時間の割合は減少しています。

平成29年（2017年）の男女別で比較すると、49時間以上の就業時間の割合は男性が33.0%であるのに対して、女性は14.1%となっており、男性の就業時間が長くなっています。〔図30〕

図30 愛媛県の男女別週間就業時間数の割合（年間就業日数200日以上）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成14年、20年、24年、29年）

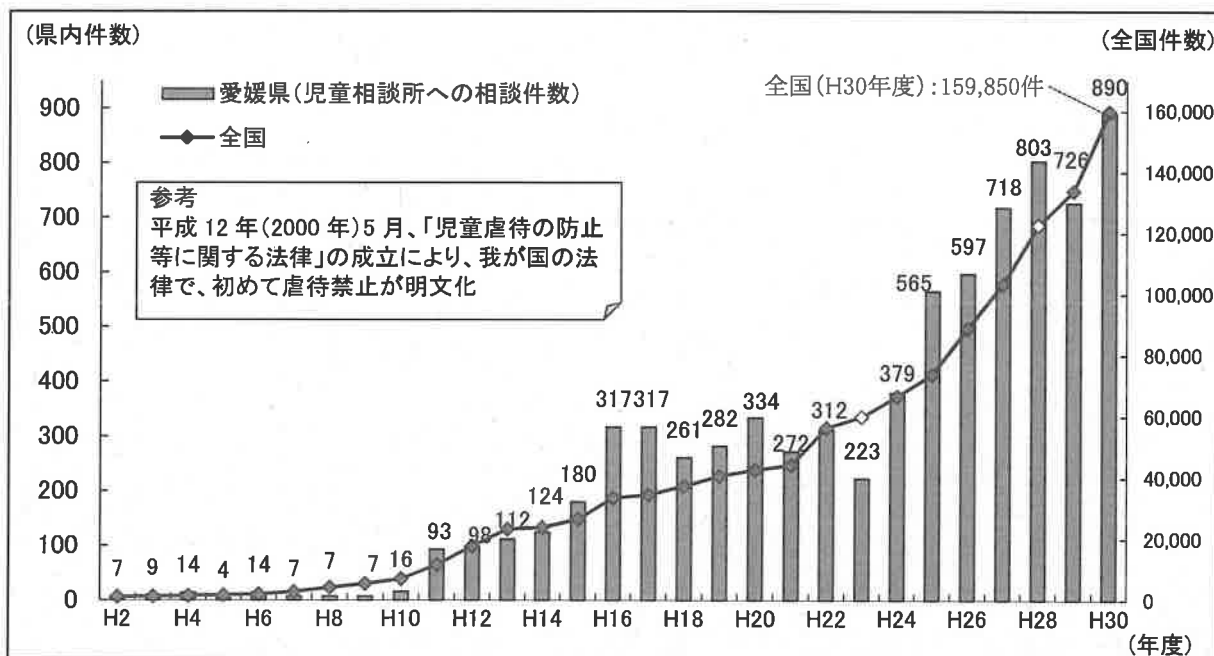
5 子どもをめぐる問題

(1) 児童虐待の現状

愛媛県内3か所の児童相談所で対応している養護相談のうち、虐待に関する相談は近年急速に増加しています。〔図31〕

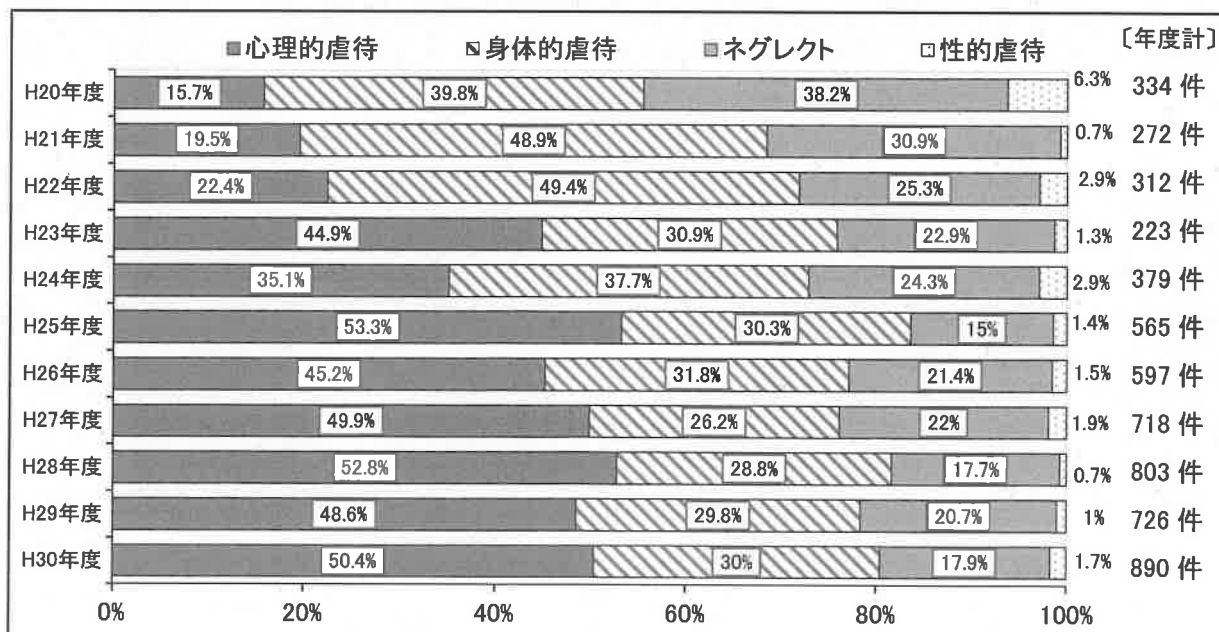
子どもへの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（保護の怠慢又は拒否）の4つのタイプに分類され、平成30年度（2018年度）は、心理的虐待が50.4%と半数以上を占めています。〔図32〕

図31 養護相談のうち虐待に関する相談件数の推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

図32 愛媛県の児童虐待に関する相談件数の内訳の推移

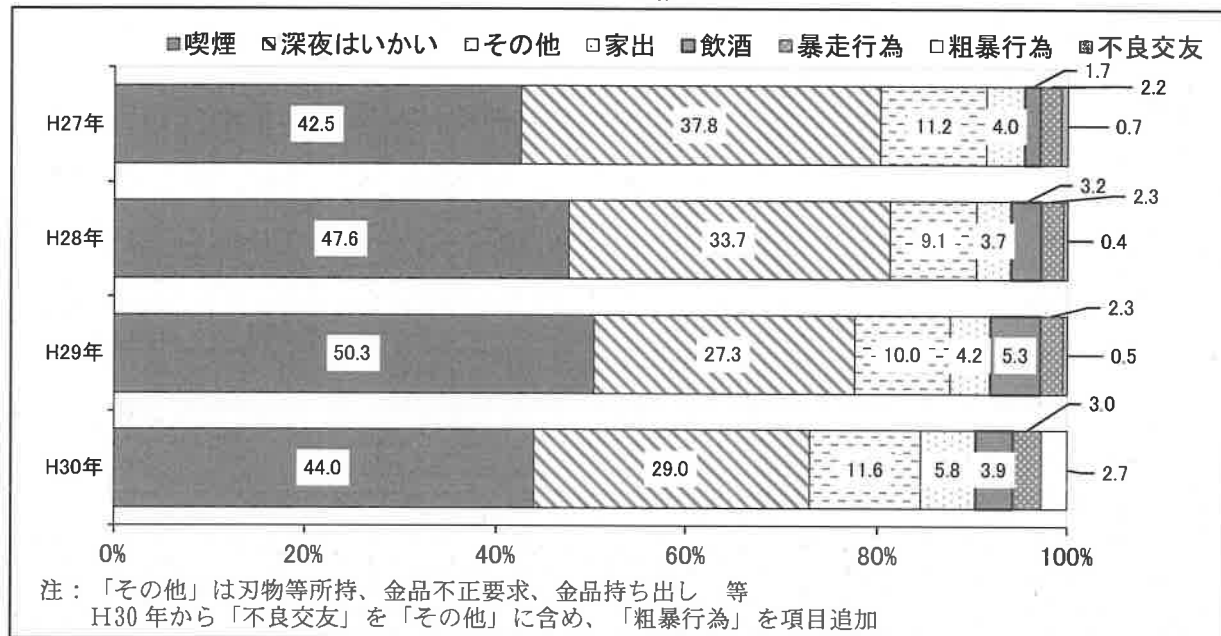


資料:県子育て支援課調べ

(2) 不良行為少年の現状

本県の不良行為少年の補導人員は、補導活動の強化や少年の行動形態の変化等により、近年、減少傾向にあります。少年非行の入口と言われる「深夜はいかい」や「喫煙」で補導される少年が、依然として多くなっています。家庭や地域社会の教育機能の低下等により、少年が居場所を見出せず孤立している現状があります。〔図 33〕

図 33 愛媛県の不良行為少年（20歳未満）の補導状況



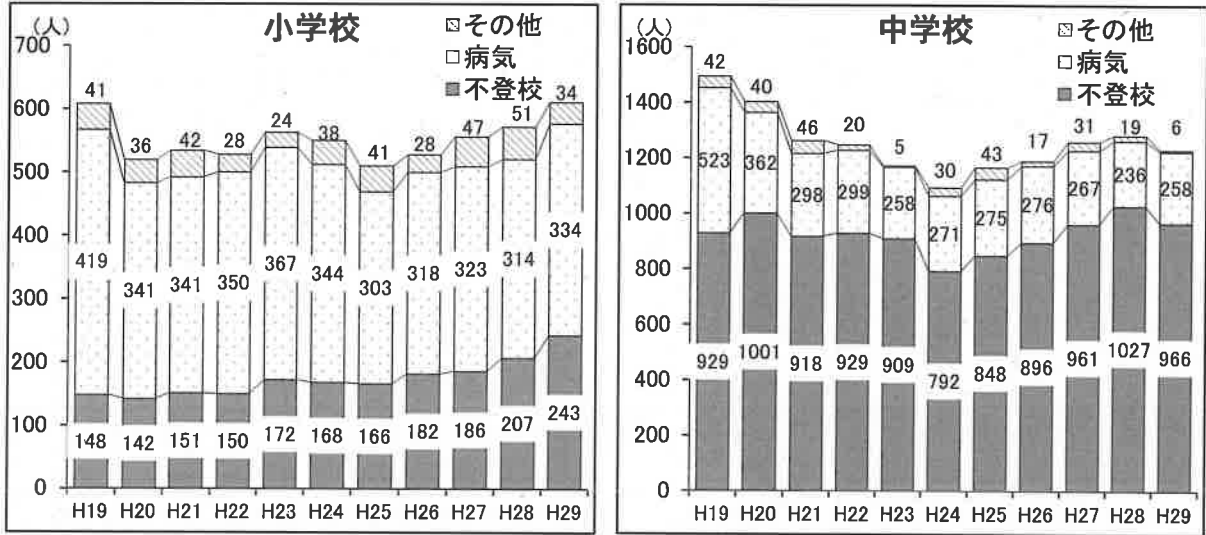
資料：県警察本部「少年非行の概況」を基に作成

(3) 不登校やいじめなどの現状

～愛媛県の不登校生徒の状況～

本県の児童生徒で、30日以上の長期欠席者のうち、不登校を理由としたものは、平成29年度（2017年度）は小学校243人、中学校966人です。〔図34〕

図34 愛媛県内の児童生徒の長期欠席者(30日以上欠席)



※中学校は、H17～H26年度までは中等教育学校(前期課程)を含まない。

H27～H29年度までは中等教育学校(前期課程)を含む。

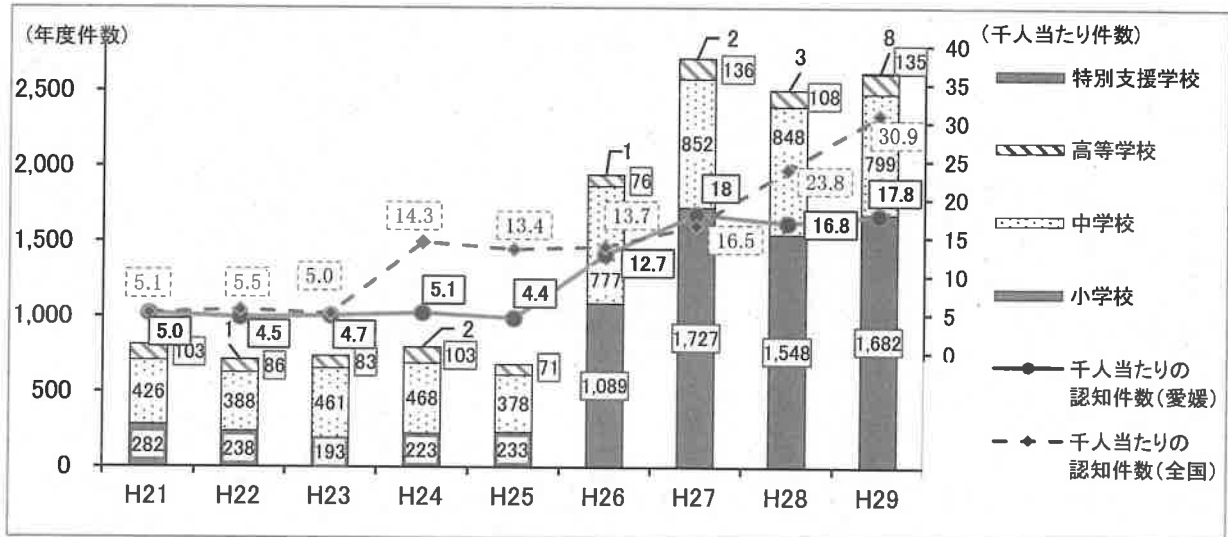
※小中学校いずれも国公立を含む。

資料: 文部科学省「学校基本調査」、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

～愛媛県のおいじめの現状～

本県のおいじめの認知件数は、平成29年度（2017年度）は2,624件、児童生徒1,000人あたりの件数は17.8件となっています。〔図35〕

図35 愛媛県内のおいじめの認知件数



※H26年度から、文部科学省においていじめの認知に関する考え方を見直し

資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

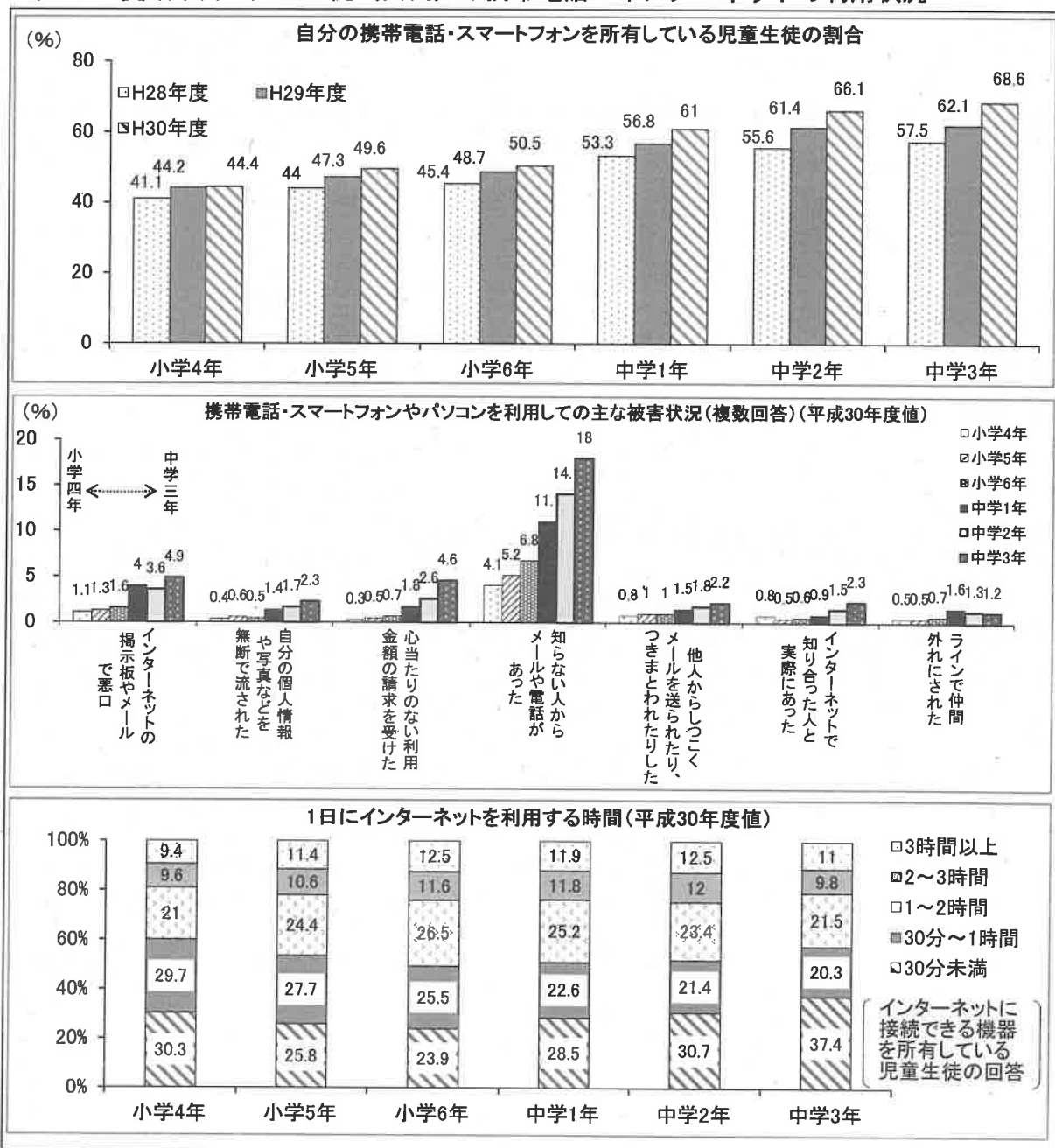
～子どものインターネット等の利用状況～

本県の公立の小学4、5、6年生及び中学生を対象に実施した調査によると、携帯電話（スマートフォン含む）を所有している児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて高くなっています。

また、携帯電話やパソコンを利用して、インターネット上に悪口を書かれた、知らない人からメールが送られてきたなど、何らかの被害にあう事例も見られます。〔図36〕

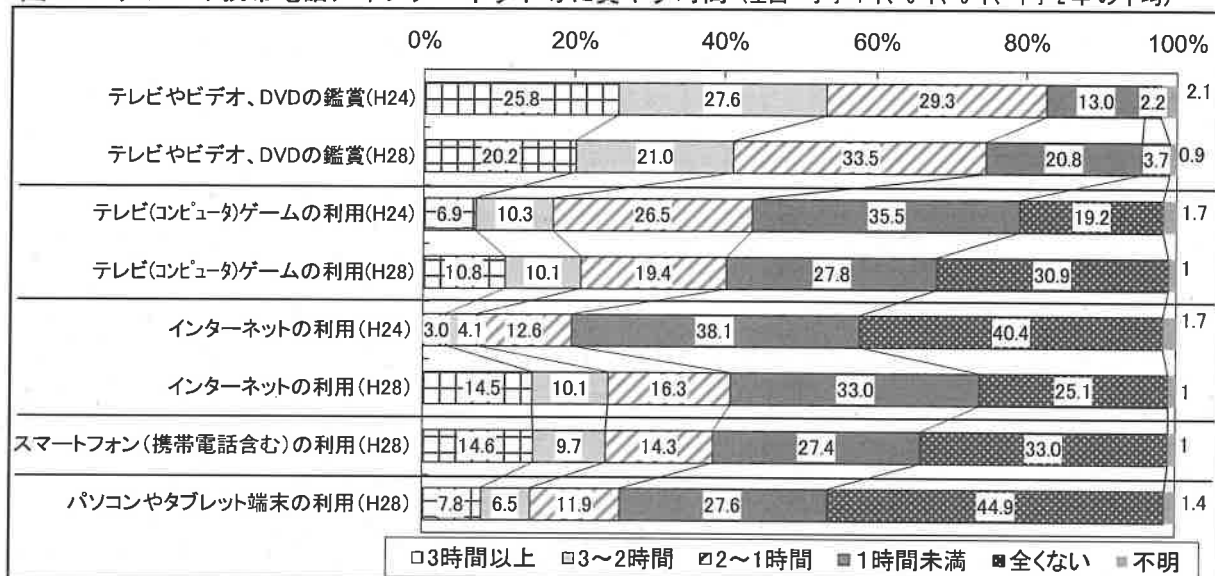
このほか、インターネットを1日に2時間以上利用する割合は、本県では、平成30年度（2018年度）は2割程度となっており、全国調査の結果では、テレビ（コンピュータ）ゲームやインターネット等に長時間費やす割合が増加しています。〔図36、37〕

図36 愛媛県内の児童生徒（公立）の携帯電話・インターネットの利用状況



資料：県教育委員会「携帯電話・インターネット等に関する調査(H30)」

図 37 テレビや携帯電話、インターネット等に費やす時間 (全国・小学4年、5年、6年、中学2年の平均)

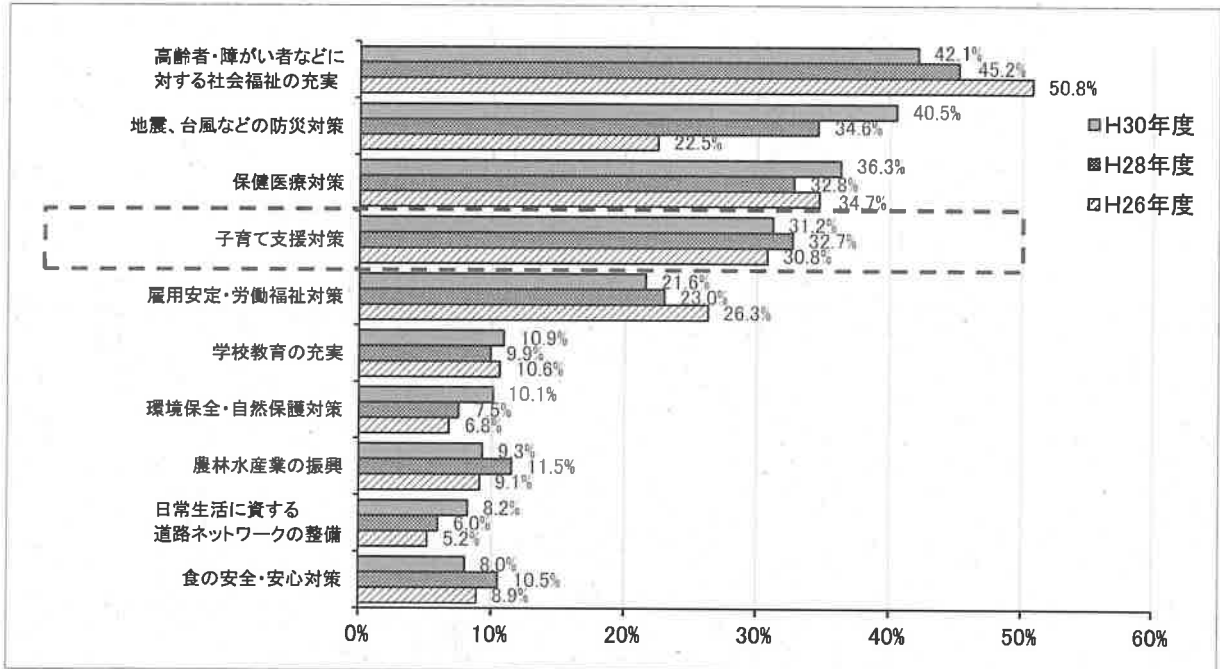


資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」(H24年度、H28年度)

6 子育て支援対策への要望

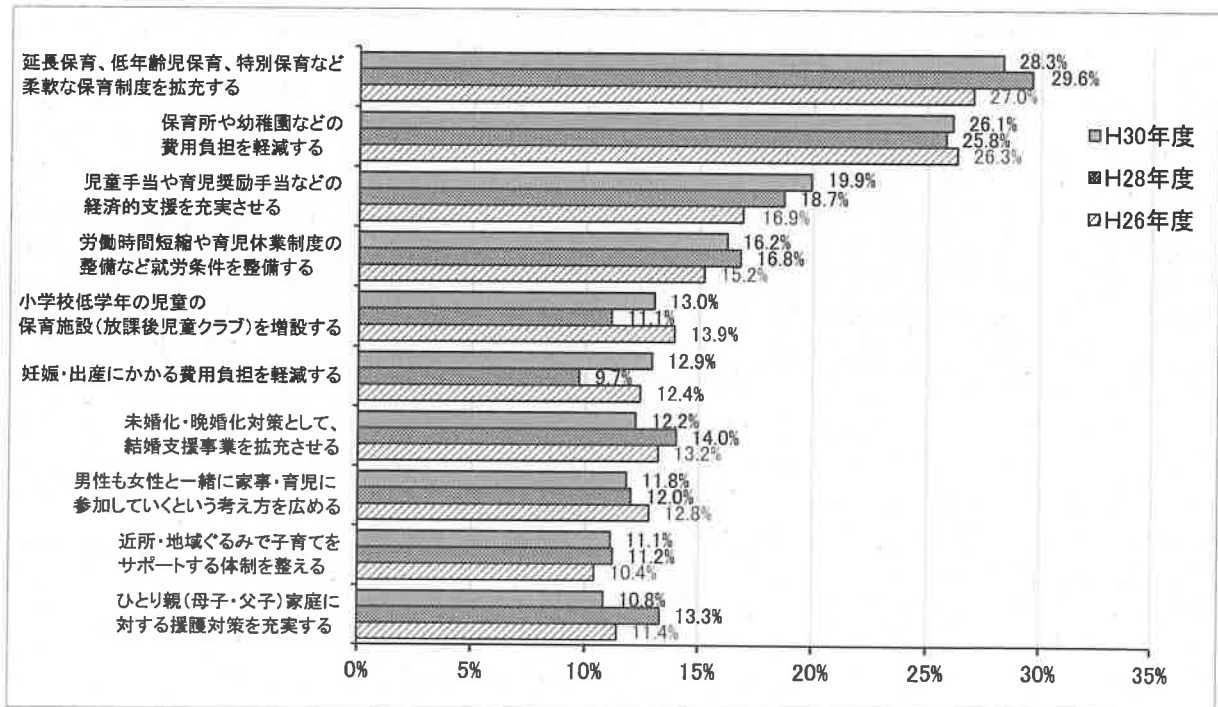
子育て支援対策は、愛媛県民の考える行政課題として高い位置を占めており、具体的には保育制度の拡充、経済的負担の軽減、就労条件の整備などが期待されています。
 [図 38、39]

図 38 愛媛県の行政課題（H30 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

図 39 愛媛県の子育て支援対策への要望（H30 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響

～労働力人口の減少と経済成長への影響～

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が懸念されています。

高齢者の増加は、一般的に貯蓄を取り崩して生活する人の増加ともみられることから、貯蓄率の低下が予想されます。そして投資資金へ回るお金が減少することが見込まれます。その結果、投資資金不足から労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

～社会保障負担の拡大による生活水準への影響～

人口に占める高齢者の割合が高まることにより、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における負担増大が見込まれています。

これにより、現役世代への税・社会保険料等の負担は増大し、手取り所得が減少することとなり、生活水準の維持が困難になることも懸念されます。

(2) 社会面での影響

～地域における過疎化の進行による影響～

総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられます。現役世代人口の著しい減少は、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来たすことも考えられます。

その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどが懸念されます。

～子どもの健やかな成長への影響～

子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や親の過保護・過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

第3章

子ども・子育て支援に係るこれまでの取り組み

1 第2期「えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況

- (1) 総括
- (2) 施策体系ごとの状況

2 子育てを取り巻く課題

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 放課後児童対策の拡充
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) 働き方改革の推進
- (6) いじめ問題への対応
- (7) 平成30年7月豪雨からの復興

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1 第2期「えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況

(1) 総括

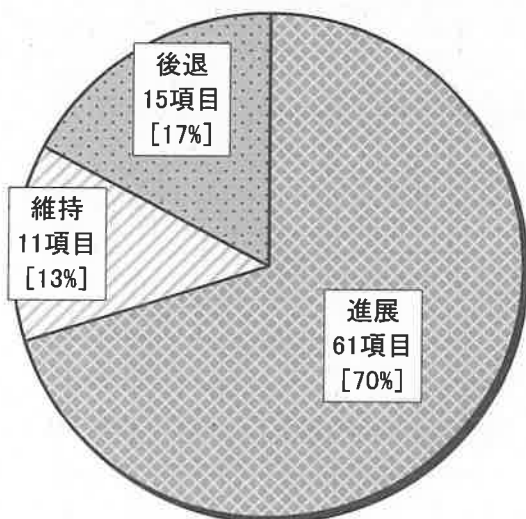
平成27年3月に策定した第2期「えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、「子ども」、「親」、「地域」、「若者」の視点に立った4つの基本理念に基づき、子どもの成長段階に応じた8つの基本目標の下に24の基本施策を置き、さらに実効性を高めるために、労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から86（平成28年度から88）項目の目標指標を設定して、毎年度、進捗状況の点検評価を行ってきました。

目標指標について、前年度対比でみると、プラン初年度である平成27年度は46項目、28年度は46項目、29年度は41項目で、それぞれ前年度より数値等が改善されており、平成30年度においても、えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数や不妊専門相談開設日数、放課後児童クラブの登録児童数、学校の耐震化率、自立援助ホームの設置数、えひめ子育て応援企業の認証件数など38項目で進展が見られました。

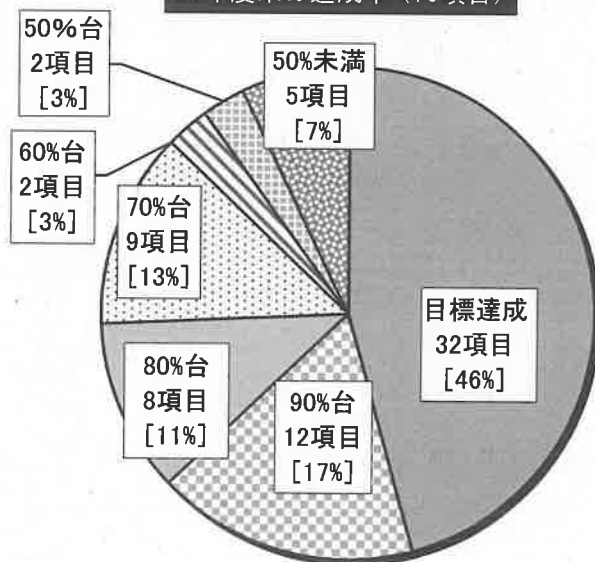
また、目標値に対する達成率については、平成30年度末において、数値化できる70項目のうち、子育て世代包括支援センターの整備数や「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数、地域型保育事業（小規模保育など）の実施か所数、養育里親の登録数、ひとり親家庭の就業支援講習会受講生の就業率など32項目で目標値を達成しています。

※H30年度実績が公表前の指標は、H29年度数値により評価しています。

【基準値（計画策定時の実績値）との比較】
30年度末の進展率（実績のあった87項目）



【目標値（R元年度）との比較】
30年度末の達成率（70項目）



(2) 施策体系ごとの状況

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”（結婚前後期）

次代の親となる若い世代が経済的にも自立し、家庭や子育てに夢を持てるよう、イクメンメンターの養成や産業技術専門校等による就労支援、結婚支援センターによる出会いの場の提供等に努め、若者のライフデザイン形成に寄与しています。

今後も、企業や地域と一層連携し、働き方や価値観の多様化、若者のニーズ等を踏まえた支援に取り組む必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
01 イクメンメンターの養成数	0 人 (H27)	37 人	100 人
02 若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	112 人	200 人 (H30)
04 えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800 組	14,042 人	18,000 人

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”（出産・妊娠期）

出産の希望がかなえられ、母子が地域で安心して生活できるよう、乳幼児医療への助成や的確な周産期医療体制の推進、健康や不妊治療に関する相談事業等を通じ、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の推進に努め、乳児死亡率の低下等、一定の改善が図られています。

今後も、子どもの健康だけでなく母性の健康を守り、新たな命の誕生をサポートするための取組みを推進していく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
10 周産期死亡率（出生千対）	4.7 (H25)	5.1 (H29)	3.9 (H30)
12 乳児死亡率（出生千対）	2.3 (H25)	1.3 (H29)	1.4 (H30)
13 不妊専門相談開設日数	64 日 (H25)	75 日	64 日 (H30)

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”（乳幼児期）

子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感解消のため、スマートフォンアプリを活用した相談体制の構築・提供、子育て支援拠点整備に係る支援、小児救急医療体制の補強、官民協働に向けたモデル事業の実施など、地域全体での支援体制の推進に努め、支援の輪が着実に拡大しています。

これまでの成果を踏まえ、地域や企業等と一層連携・協力し、地域の実情に応じた取組みの充実・強化に努める必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
16	スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数	0 件	12,371 件	14,000 件
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所	88 か所	93 か所
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	毎日	毎日

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”（就学前後期）

全ての子どもと子育て家庭に、良質な幼児教育と放課後児童対策を含めた保育サービスを提供するとともに、身近な地域で様々な支援が受けられる体制を推進するため、保育施設等の整備・運営支援、保育人材等の育成、子育て世帯に向けた地域の子育て支援事業の情報提供及び市町や施設等からの相談対応・助言に努め、質と量の両面から支援の充実が図られています。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえ、多様なニーズに対応した乳幼児～学童期の教育・保育の提供促進に取り組む必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人	40,884 人	42,462 人
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人	176,876 人	198,168 人
29	子育て支援員認定数	0 人	864 人	1,250 人
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人	14,142 人	14,096 人

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”（学童・思春期）

学校をはじめ社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育むため、学校教育活動の充実や学校施設の耐震化、地域資源を活用した体験学習の充実・参画促進、子どもの生活習慣の維持・向上等に努め、安全で豊かな学校環境や教育活動の強化が図られています。

また、児童・生徒の非行や、いじめ等問題行動への対応に積極的に取り組んでいますが、依然として不登校児童・生徒は見られることなどから、対策を強化する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
39 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回/年 (H25)	42 回/年	26 回/年
47 学校の耐震化率（県立学校施設）	68.6% (H25)	100.0%	100.0%
52 不登校児童数（小学校）	164 人 (H25)	243 人 (H29)	減少
53 不登校生徒数（中学校）	868 人	935 人 (H29)	減少

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

（子育て全期間）

すべての子どもが、その置かれた環境にかかわらず生活や経済面の不安なく温もりのある暮らしを送れるよう、被虐待児等の保護を必要とする子どもや障がい児等のサポートを必要とする子どものほか、母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭への支援の推進に努めました。

また、保護を必要とする子どもの受け皿となる自立援助ホームやファミリーホームの整備、里親制度の普及啓発のほか、障がいの状況に応じた適切な支援体制の充実、ひとり親家庭の生活や就業等に関する相談事業、キャリア教育支援等を実施し、養育環境の向上やひとり親家庭の自立促進が図られています。

一方、児童虐待相談対応件数やひとり親家庭の割合は増加しており、今後こうした問題への対策に一層取り組んでいく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
62 自立援助ホームの整備	2 か所	4 か所	4 か所
63 ファミリーホームの整備	6 か所	12 か所	8 か所
64 養育里親の登録数	82 世帯	141 世帯	120 世帯
65 里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2%	16.9%	16.8%
71 就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23~25)	61.5%	33.3%

第7目標

「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”（子育て全期間）

犯罪被害や交通事故に遭わない安心・安全なまちづくりのほか、親子が安心して暮らせる生活環境づくりのため、緊急時の避難場所提供や見守り・警戒活動等を行う「まもるくんの会社」の登録働きかけや地域の防犯活動への支援、交通安全啓発、遊びを通じ子どもに様々な体験活動を提供するえひめこどもの城の運営・魅力向上等に取り組みました。

えひめこどもの城の来園者数の増加など、子どもの健やかな成長への支援が図られており、今後も、地域や学校等と一層連携し、引き続き、登下校における児童の安全を守るとともに、事故防止の普及啓発や安心して遊べる場の提供などに努める必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
75 まもるくんの会社の設置数	10,227 か所 (H25)	8,905 か所	増加
77 防犯関係のボランティア団体数	448 団体 (H25)	390 団体	増加
81 えひめこどもの城の来園者数	338,250 人 (H25)	365,250 人	400,000 人

第8目標

「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”（子育て全期間）

子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを支援するほか、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりのため、仕事と育児等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業「えひめ子育て応援企業」の認証取得促進や、育児休業制度等の広報啓発、家庭や地域における男女共同参画の推進等に努め、参画企業の拡大等が図られています。

今後も、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、職場と家庭、地域の各視点から、取組みを着実に推進する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
83 育児休業取得率	女性 81.2% 男性 3.2% (H25)	女性 91.7% 男性 4.8% (H29)	女性：90.0% 男性：10.0%
84 えひめ子育て応援企業の認証件数 (※R1～えひめ仕事と家庭の両立応援企業)	511 社 (H25)	643 社	650 社

※全目標指標の進捗状況は、本計画後段の「参考資料」へ掲載しています。

2 子育てを取り巻く課題

県では、次代を担う子どもたちの健やかな成長や少子化に歯止めをかけることを目指し、平成27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、集中的・結婚から子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進してきました。この結果、前プランに掲げた施策は着実に進展しているものの、未婚化・晩婚化・晩産化や若者の県外流出等による出生数の減少は続いています。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、次のような課題等に的確に対応していく必要があります。

(1) 子どもの安心・安全の確保策

① 児童虐待対策及び社会的養護の充実

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長や発達、自立が図られること等を保障される権利があります。

しかし、核家族化や都市化が進行する中で、子育て中の親の孤立や育児困難が一層増しており、児童虐待に関する養護相談件数が急増するとともに、深刻な児童虐待事件も後を絶ちません。

このため、児童虐待防止対策の抜本的強化を目的とした児童福祉法の改正（平成28年6月ほか）平成31年3月に国が発表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえ、関係機関等と連携のもと、虐待防止の意識啓発や虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援等の取組みを進めていく必要があります。

また、様々な理由を抱え、家庭内で適切な養育が受けられない子どもに対し、より家庭的な環境で、安心して暮らせる「あたりまえの生活」を保障するため、社会的養護体制の充実を図っていくことも必要です。

② 通学路等における防犯・交通安全対策の強化

通学路等で子どもが被害者となる事件・事故が後を絶たず、国において登下校防犯プラン（平成30年6月）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月）が発表されるなど、子どもを犯罪や交通事故から守るための体制の強化が必要となっています。

(2) 幼児教育・保育の充実

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の全ての子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料の無償化が始まりました。

無償化に伴う更なる保育需要の増加に質と量の両面から対応するため、主体となる市町と緊密に連携し、受け皿となる施設の整備・運営や保育人材の確保・育成等に取り組んでいく必要があります。

② 多様な保育ニーズ

女性の社会進出が進むとともに、働き方が多様化する中で、延長保育や病児保

育、一時預かり、夜間保育といった多様な保育ニーズが高まっています。

このため、潜在的な需要もあわせて、保育ニーズを的確に把握し、計画的な受け皿整備と質の確保・向上を図っていく必要があります。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブは、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う場であり、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

これまで、受け皿の整備や放課後児童支援員の育成等に取り組んできましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの整備が不可欠となっています。

このため、平成30年9月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、同プランで目標に掲げる“2023年度末までに約30万人分の受け皿整備”の達成に向け、市町や地域、学校と連携しながら放課後児童対策を総合的に推進していく必要があります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

わが国の子どもの7人に1人が貧困状態にある(平成28年度時点)とされるなど、子どもの貧困問題がますます深刻化する中、対策を一層推進するため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正では、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた対策が規定されるとともに、子どもの最善の利益の優先、様々な社会的要因の考慮について明記されたほか、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が新たに努力義務とされています。

あわせて、国において「子供の貧困対策に関する大綱」における指標の見直しや推進体制に関する事項の追加検討が進められ、これらを踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、地域や社会全体で、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

(5) 働き方改革の推進

女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が子育てと仕事の両立の問題に直面しており、男性も女性も、子育てをしながら社会で当たり前活躍できる環境の整備がますます重要となっています。

このような中、国においては、平成29年1月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されたほか、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月以降、順次施行され、これらを踏まえ、個人が、個々の事情に応じた多様な働き方を実現し、より良い将来展望が持てる社会の実現を一層推進していく必要があります。

(6) いじめ問題への対応

学校は、子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。すべての児童・生徒が、楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるよう、いじめの問題の未然防止を図るためには、児童生徒が悩みや不安などを速やかに相談できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置するなど、教育相談体制を整備することが重要です。また、学校と関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

(7) 平成 30 年 7 月豪雨からの復興

南予地域を中心に、県下各地に土砂災害や河川の氾濫等甚大な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」が人々の生活や心に与えた影響は大きく、特に、仮設住宅で生活するなど今なお不安な気持ちを抱える子どもたちについては、遊びや食を通じた楽しい体験を提供するなど、明るく前向きな気持ちと笑顔が再び戻るよう、一人ひとりに寄り添った継続的な支援が必要です。

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下など、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられ、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、後期計画においては、前期計画を踏まえ、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく総合的に支援していくとともに、新たな課題に対応するため、家庭、地域、企業などすべての県民が協働し、多様なライフスタイルや地域の実情等に対応した取組みを発展・強化していく必要があります。

特に、児童虐待や子どもの貧困など支援を必要とする子どもが増加していることから、愛媛県子どもの生活実態調査の結果等、本県の子どものニーズを踏まえ、子どもの幸せに焦点を当てたきめ細かな取組みを推進していくことが不可欠です。

第4章

基本理念と展開方向

1 基本理念

2 計画の基本目標

3 施策体系

第4章 基本理念と展開方向

1 基本理念

子どもは、次代の愛媛を担うかけがえのない存在で、「未来への希望」であり、「社会の宝」です。

近年、子育てを取巻く環境は厳しいものがありますが、子育て家庭の子育てに関する不安感や負担感を解消し、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにすることは、現在を生きる私たちの大きな責務であります。

また、郷土で結婚し、子どもを生み育てたいと願う若者に対して、夢と希望が持てる愛媛の姿を示すことが大切であり、若者が郷土を愛し活躍できる風土づくりや、若者の出会い・結婚の支援などを進めていくことが重要であると考えています。

そのためには、行政はもとより、地域、企業、ボランティアやNPO等が一体となって、密接に協働しながら社会全体で子育て支援等に取り組む必要があります。

こうした課題等を踏まえ、愛媛の未来を活力に満ちた豊かなものとするため、本計画においては、前期計画を踏襲した4つの視点から、次のとおり基本理念を定めます。

**子ども
の視点**

子どもが大切にされ、心身ともに健やかに
成長できる えひめづくり

**親
の視点**

安心して、夢を持って子どもを
生み育てられる えひめづくり

**地域
の視点**

地域が一体となり、子どもを見守り
子育てを支え合う えひめづくり

**若者
の視点**

愛媛で暮らし、良きパートナーとの
出会いに恵まれる えひめづくり

2 計画の基本目標

子育ては、生命誕生から成人に至るまで続き、繰り返されるものであることから、いずれの時期においても不安のない社会環境を提供することが求められます。

また、児童虐待により保護の必要な子どもや、離婚等によりひとり親となった世帯等に対し、温もりのある生活を確保することや、子どもと保護者が犯罪・交通災害から守られる、安心して生活できる環境であることも求められます。

このようなことから、「結婚前後期～妊娠前後期～乳幼児期～就学前後期～学童・思春期」へと各成長段階に応じた5つの基本目標と、子育て全期間を通した3つの基本目標を定め、8つの基本目標により、子どもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”	<結婚前後期>
第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”	<妊娠前後期>
第3目標 「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”	<乳幼児期>
第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”	<就学前後期>
第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”	<学童・思春期>
第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”	<子育て全期間>
第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”	<子育て全期間>
第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”	<子育て全期間>

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

結婚前後期

若年層の早期離職や不安定雇用等による経済基盤への不安やライフスタイルの変化、適当な相手との出会いがないなどの理由で結婚や子育てを希望しながらも結婚や出産をためらうことによる未婚・晩婚化が少子化の進行の一因となっています。

このため、次世代の親となる若い世代が経済的にも自立し、結婚・出産・子育てに夢を持てるよう、キャリア教育や就労支援、家庭観・子育て観の意識啓発のほか、結婚を希望する男女の新たな出会いへの支援に努めます。

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

妊娠前後期

妊娠から出産に至る時期は、心身の変化が著しいことから、心身の健康保持に十分な手当てが必要です。

このため、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援を提供することにより、母性や乳幼児の健康増進を図るとともに、的確な周産期医療の提供や妊娠期からの児童虐待防止対策、妊娠を望む方への不妊治療対策の推進に努めます。

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

乳幼児期

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

このため、出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、いつでも安心して良質な小児医療サービスを受けることができる体制の整備に努めます。

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

就学前後期

就学前後期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であり、幼児教育と保育サービスの充実を図ることが必要です。

このため、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子ども・子育て家庭を支援します。

また、放課後児童対策の充実に係るニーズに対応するため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう、人材育成にも努めます。

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

学童・思春期

学童・思春期は、小・中・高等学校において人間として調和の取れた育成を目指した教育活動が展開される一方で、子ども自身が様々な悩みと向き合い始める時期でもあります。

このため、学校教育活動の充実に加え、社会全体で子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育みつつ、思春期等の悩みを受け止め、問題行動の未然防止や適切な立ち直り支援に努めます。

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

子育て全期間

被虐待児や障がい児、ひとり親家庭等は、精神的・身体的ダメージを受けていたり、心身の機能や経済的に困難な状況にある方が多いことから、特に温もりのある保護や支援が必要です。

このため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するとともに、共生社会の実現に向けた地域生活の支援や特別支援教育の充実、また、ひとり親家庭等の自立支援に努めます。

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

子どもが被害者になる犯罪や交通事故が後を絶ちません。

子育て全期間

このため、地域の様々な関係機関と連携し、主体的に行動する住民活動の展開等により、犯罪被害や交通事故に遭わない安全・安心なまちづくりを目指すほか、保護者による事故防止及び子どもの危機回避能力の向上のための取組みや、親子が安心して過ごせる生活環境づくりに努めます。

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

女性の社会進出や共働き家庭の増加、価値観の多様化等に伴い、性別にかかわらず、一人ひとりのライフスタイルに対応した子育てと仕事の両立支援が必要となっています。

子育て全期間

このため、子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを推進するほか、企業や、企業で働く男女に対して、仕事と家庭の両立を推進する法律・制度の普及啓発及び情報提供を通じた意識啓発や理解促進などにより、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりに努めます。

<出生に関する総合的な目標について>

愛媛県では、令和2年3月に策定した「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる」という基本目標のもと、数値目標として「若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇」を掲げるとともに、具体的な目標値を設定しましたので、その実現に向けて努力していきます。

数値目標	現状値	目標値	備考
若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇	1.55 (平成30年)	1.63程度 (令和4年)	2030年に1.8程度、 2040年に2.07程度 に上昇するよう努力

テーマ：結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり



第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次代の親づくり
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 若者の多様な交流と出会いの支援

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）
- 2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）
- 3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

第5章 具体的な施策の目標

※具体的な施策の「◎」項目は目標指標関係

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次代の親づくり

2 若者の自立と就労支援

3 若者の多様な交流と出会いの支援

1 次代の親づくり

現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、将来、結婚したい、家庭を持ち、子どもを育てたいと考えている若者に対して、結婚や子育ての意義について考える機会づくりを行うことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画の視点に立った次代の親の育成

○ 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

(2) 男性の家事・子育て参加の促進

◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援ア

プリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。

- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

(3) 結婚や家庭を持つことを考える機会の提供

- 次代の親世代に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会の提供を支援します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6)	子育て支援課

2 若者の自立と就労支援

現状と課題

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った若者には、非正規雇用やニートなどの不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通して、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

(2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。

(3) 若年者等の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若年者等の総合的な雇用対策について検討・協議します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働き掛けます。

- ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

(4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02 県内大学新規卒業者の就職決定率 (全体)	97.9% (H30)	95.6%以上 (R6) <small>※リーマンショック前 最高水準を維持</small>	産業人材室
03 県内大学新規卒業者の就職決定率 (県内就職)	48.4% (H30)	増加 (R6)	産業人材室
04 若年無業者の進路決定者数	112人 (H30)	200人 (R6)	労政雇用課
05 産業技術専門学校における就職率	88.6% (H30)	増加 (R6)	労政雇用課

3 若者の多様な交流と出会いの支援

現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約7人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約9割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会を社会全体で提供していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 婚活に対する抵抗感の解消を図り、地域で婚活を支援する組織を育成するなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う機運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。

(2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、希望する人数の子どもを生き育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

(3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組 (H30)	1,800組 (R6)	子育て支援課

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

具体的な施策

(1) 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

(2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎ 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎ 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して

妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の間健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の実施を促進します。

(3) 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあり、また、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいの原因となっている場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
07 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	89.4% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
08 全出生数中の低出生体重児の割合	9.45% (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
09 1 歳 6 か月児健康診査の受診率	95.6% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
10 3 歳児健康診査の受診率	95.7% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
11 むし歯のない 3 歳児の割合	80.1% (H30)	90%以上 (R6)	健康増進課

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、子育て世代包括支援センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組みを推奨します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
12 周産期死亡率（出生千対）	1.9 (H30) <small>※年次変動大</small>	3.6 (R6)	健康増進課
13 新生児死亡率（出生千対）	0.3 (H30) <small>※年次変動大</small>	0.9 (R6)	健康増進課
14 乳児死亡率（出生千対）	1.4 (H30)	1.4 (R6)	健康増進課

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

具体的な施策

(1) 不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 心と体の健康センターに設置している不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

(2) 不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
15 不妊専門相談開設日数	64日 (H30)	64日 (R6)	健康増進課

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化する中、子どもが将来に夢を持って健やかに成長できる環境を築くためには、地域社会全体で子どもを支援していく体制づくりが重要となっています。

このため、在宅の子育て家庭、ひとり親家庭、障がい児や医療的ケア児のいる家庭、多子世帯、多胎児世帯等へ配慮のもと、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

具体的な施策

（1）地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- ◎ 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- ◎ 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。

- 子どもの権利擁護のため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

(2) 身近な場所での子育て相談体制の充実

- ◎ 全ての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談にあたります。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 愛媛県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- ◎ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。
- 身近な市町における児童虐待防止と支援メニューの充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
16	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403 回 (H30)	469 回 (R6)	社会教育課
17	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75 企業 (H30)	105 企業 (R6)	社会教育課
18	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371 件 (H30)	24,000 件 (R6)	子育て支援課
19	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所	93 か所 市町からの報告を踏まえ記入(2月末予定)	子育て支援課
20	子育て世代包括支援センター設置市町数	6 市町 (H30)	20 市町 (R6)	健康増進課

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

現状と課題

次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。

このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、一体となって相互に連携・協働しながら取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む機運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等における子どもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。
- 四国4県と経済団体が連携して少子化対策の検討・実施を行う「四国少子化対策推進委員会」等を通じ、四国4県の連携・協力による子育て世代を対象とした支援事業を推進していきます。
- ◎ 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- 県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、子どもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

(2) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎ 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98% (H30)	98%以上 (R6)	子育て支援課

22	ファミリー・サポート・センターの 設置か所数	12 か所	〇〇か所	子育て支援課
		市町からの報告を踏まえ記入(2月末予定)		
23	「えひめのびのび子育て応援隊」 登録店舗数	2,182 件 (H30)	2,400 件 (R6)	子育て支援課

3 安心できる小児医療体制の整備

現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎ 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎ 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

(2) 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

(3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。【再掲】
- ◎ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障がい児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。【再掲】

(4) 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

(5) 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
24 小児救急輪番制の実施地域数	4 地域 (R1)	4 地域 (R6)	医療対策課
25 小児救急医療電話相談の実施日数	毎 日 (R1)	毎 日 (R6)	医療対策課
26 県内医療機関等における新生児マ スクリーニング検査の実施率	100% (H30)	100% (R6)	健康増進課

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実

2 放課後児童対策の充実

3 地域子ども・子育て支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。

このため、乳幼児期において、それぞれの施設・事業で幼児教育・保育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図っていくことが必要です。

具体的な施策

（1）教育・保育サービスの充実

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育

ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 教育と保育それぞれの長を活かしたサービスの提供

- ◎ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

(3) 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 認定こども園、公立幼稚園、保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

(4) 幼児の小学校への円滑な接続

- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

(5) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
27 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用者数	市町からの報告を踏まえ 記入（2月末予定）		子育て支援課
28 延長保育の実利用者数			子育て支援課
29 一時預かり延べ利用者数			子育て支援課
30 病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数			子育て支援課
31 子育て支援員認定数			子育て支援課
32 学校関係者評価の実施率（公立）	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
33 私立幼稚園等における預かり保育実施園数	市町からの報告を踏まえ 記入（2月末予定）		子育て支援課
34 認定こども園の認可・認定数			子育て支援課

※29 一時預かりは、幼稚園における在園児を対象としたものを除き、トワイライトステイを含む。

2 放課後児童対策の充実

現状と課題

共働き家庭等が増加する中、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備が課題となっています。

また、次代を担う人材の育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要です。

このため、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の充実に加え、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

具体的な施策

(1) 放課後児童対策の総合的な推進

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(2) 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童支援員となるための研修や、従事者への専門研修を実施します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する研修を実施し、研修内容の充実に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
35 放課後児童クラブの登録児童数	14,142人 市町からの報告を踏まえ記入(2月末予定)	〇〇人	育て支援課
36 放課後子ども教室の設置数	122 か所 (R1)	137 か所 (R6)	社会教育課
37 放課後児童支援員認定数	1,120 人 (H30)	2,300 人 (R6)	子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は厳しいものとなっています。そのような中、虐待、貧困といった社会的支援を必要とする子どもや家族が増加しています。

このため、共働き家庭だけでなく全ての家庭が、身近な地域において様々な子育て支援が受けられる体制の整備を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

(2) 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- ◎ 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- ◎ 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な保護を行います。
- ◎ 保育が必要な子どもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- ◎ 保育が必要な病気の子どもの、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
19 地域子育て支援拠点施設設置か所数【再掲】	市町からの報告を踏まえ 記入（2月末予定）	〇〇か所	子育て支援課
22 ファミリー・サポート・センターの設置か所数【再掲】			労政雇用課
38 利用者支援事業実施か所数			子育て支援課
29 一時預かり延べ利用者数【再掲】			子育て支援課
39 子育て短期支援（ショートステイ）実施市町数	7市町 (H30)	12市町 (R6)	子育て支援課
40 子育て短期支援（トワイライトステイ）実施市町数	2市 (H30)	11市 (R6)	子育て支援課
28 延長保育の実利用者数【再掲】	市町からの報告を踏まえ 記入（2月末予定）		子育て支援課
30 病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数【再掲】			子育て支援課